

- 17 宗家文書『裁判記録』八、龍田権兵衛（国立国会図書館蔵）。
- 18 島雄八左衛門は、元禄三（一六九〇）年九月〜元禄五（一六九二）年七月、元禄十四（一七〇七）年九月〜元禄十六（一七〇九）年十二月の二度にわたって館守を務めている。
- 19 杉村・平田・古川は対馬藩御三家と呼ばれた門閥であり、家老や朝鮮向御用など、藩の要職を務めた（永留久恵『西日本人物誌十四 雨森芳洲』西日本新聞社（一九九九）、四一頁）。
- 20 宗家文書『館守』毎日記 七十一、樋口久米右衛門（国立国会図書館蔵）。
- 21 斛枘一件については田代和生「対馬藩の朝鮮米輸入と（倭館枘）―宗家記録『斛一件覚書』からみた朝鮮米の計量法―」、『朝鮮学報』一二四（一九八七）に詳細がある。
- 22 古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』前編、長崎文献社（一九六九）、五七三〜五九六頁。
註二十に同じ。
- 23 「罰真類聚 一下」（文化史写本）、九州大学記録史料館九州文化史資料部門蔵。
- 24 江戸時代における追放刑の一種。在方は居村より、江戸町方ではその居町より追い払われるものである。追放刑の中では一番軽いものであり、適用範囲も広がった（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十卷、吉川弘文館（一九八八）、三四四〜三四五頁）。
- 26 宗家文書『館守』毎日記 七十六、平田所左衛門（国立国会図書館蔵）。
- 27 朝鮮王朝が日本人通交者に与えた銅製の通交資格証明印。朝鮮では印章（官印）に対して私印を圖書といった。圖書を授けられた者を受圖書人といい、受圖書人は遣使の際、使者に持たせる書契（書簡）に圖書を押して自己の遣使であることを証明とした（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』〔前掲〕三六四〜三六五頁）。
- 28 宗家文書『館守』毎日記 七十五、平田所左衛門（国立国会図書館蔵）。

迫田 ひなの（さこだ ひなの） 西南学院大学博物館学芸研究員

とする姿勢は見えない。それどころか、朝鮮の要求に対し、反発と一方的な主張を繰り返したため、両者の溝はさらに深まっていく。

これ以降、朝鮮側は白水の処罰と交奸事件の再発防止に向け、正徳通信使の派遣の際にさらなる上級権力との交渉を試みることになる。江戸において通信使と談論を行った対馬藩の儒学者・雨森芳洲は、享保十二（一七二八）年に完成した著書『交隣提醒』の中で、主張を一方的に押し通そうとする対馬藩の強硬な外交姿勢を批判しており、時勢を見極め、朝鮮側との妥協点を探ることの重要性を説いている。そして芳洲らの尽力の末、正徳元（一七一）年には、交奸に関する三か条の約条が締結されることとなった。通信使の派遣にともなう交渉経過の検討は、今後の課題としたい。

1 「四つの口」は、荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会（一九八八）によって提唱された「鎖国」に代わる概念である。十七世紀初頭に形成され、十九世紀中頃まで維持された日本の国際関係で、長崎における来日中国人・オランダ人との関係（長崎口）、対馬藩を仲介役とした朝鮮との関係（対馬口）、薩摩藩を通じた琉球王国との関係（薩摩口）、松前藩を通じたアイヌ民族との関係（松前口）という四か所の窓口によって構成されていた。

2 「誠信」とは、雨森芳洲以前の時代から対馬と朝鮮との良好な関係を表す際に、公文書などにおいても用いられた言葉だが、次第に形骸化し常套句として扱われるようになった。雨森芳洲はこの事態を憂慮し、自身の著書『交隣提醒』（一七二八）において「誠信」とは「互に不欺不詐、真実を以交」わることでありと説いた（雨森芳洲著、田代和生校注『交隣提醒』平凡社（二〇一四）、三〇四～三〇五頁）。

3 長崎の出島や唐人屋敷では、日本人女性（遊女）の出入りは認められていたが、草梁倭館は日本人・朝鮮人に限らず、女性の出入りや居留が一切認められていなかった。それにも関わらず、朝鮮人が倭館にひそかに侵入して日本人との密通を行う「交奸」事件が、江戸時代を通して少なくとも十一件以上確認されている。交奸に関する研究としては、尹裕淑『近世日朝通交と倭館』岩田書院（二〇一）・ジェイムス・ルイス『釜山倭館における日・朝交流―売春事件にみる権力・文化の相剋―』中村實編『鎖国と国際関係』吉川弘文館（一九九七）・孫承喆『倭人作黎賸録』을 통하여 倭館、『港都釜山』第十号（一九九三）・守屋浩光『対馬藩における『交奸』について―罰責』掲載の判決の紹介を中心に―、藩法研究会編『幕藩法の諸相―規範・訴訟・家族―』汲古書院（二〇一九）等に詳しい。

4 迫田ひなの「館守『毎日記』」に見る草梁倭館の交奸事件―元禄三（一六九〇）年の事例をもとに―、『西南学院大学博物館研究紀要』第九号（二〇二一）。

5 倭館に滞在する日本人を統率するため、対馬藩は寛永十四（一六三七）年ごろから、馬廻（上士）のうち現役の与頭か表番頭から選任される館守を派遣するようになった。任期は原則として二年だったが、なかには十年ほど勤める者や、一度退いて再任する館守もいた。彼らの職務内容は、外交官である裁判の相談役、貿易の管理や倭館住人の統率、許可証の発行から日々の雑務まで多岐にわたる。また業務日誌である『毎日記』の記録を行っており、天候、対馬船や人の出入り、朝鮮側の役人の訪問、伝達事項などが逐一記録されている（田代和生『新・倭館―鎖国時代の日本人町』ゆまに書房（二〇一））、一〇五～一〇六頁・国立国会図書館編『参考書誌研究』第七十六号（二〇一五）、九～一二頁）。

6 通信使派遣や、対馬への朝鮮米輸入など、個別の交渉事を行うために派遣された外交官である。起源は少なくとも文禄・慶長以前だと考えられており、当初は町人であったが、業務の複雑化により慶安四（一六五）年ごろから士分から任命され、やがて常駐役員の扱いを受けるようになった。宝永二（一七〇五）年には、業務日誌である『裁判記録』の提出が義務化されており、交渉の過程が詳細に記録されている（田代和生『新・倭館―鎖国時代の日本人町』〔前掲〕、一一〇～一一四頁・国立国会図書館編『参考書誌研究』〔前掲〕、一三六～一三七頁）。

7 宗家文書『分類事考』十六、「変死・死刑・外向共」（国立国会図書館蔵）。

8 宗家文書『分類紀事大綱』三十一、「交奸一件」（国立国会図書館蔵）。

9 宗家文書『館守』毎日記、六十六、樋口久米右衛門（国立国会図書館蔵）。

10 宗家文書『館守』毎日記、六十八、樋口久米右衛門（国立国会図書館蔵）。

11 田代和生『新・倭館―鎖国時代の日本人町』〔前掲〕によると、渡海訳官使は江戸時代を通じて六十回近く対馬へ派遣された使節で、朝鮮の司訳院に属する日本語通訳官のうち、国王に拝謁できる堂上訳官が正使になるため「訳官使」と称し、あるいは対馬藩主の江戸からの帰国を慰問したため「問慰行」とも呼ばれている。人数は四五十人、多くて百人余りであったという。

12 宗家文書『館守』毎日記、七十、樋口久米右衛門（国立国会図書館蔵）。

13 崔同知、崔尚喙。同知は同枢（從三品）の別名で、堂上訳官。倭館訓導や渡海訳官使正使、正徳期通信使上々官などを歴任し、訳官の最高位である知事（正三品）まで昇進するが、享保六（一七二）年、渡海訳官使として来日した際、密貿易の主犯を働か失脚している（雨森芳洲著、田代和生校注『交隣提醒』〔前掲〕、一二二頁）。

14 宗義方（一六八四～一七一八）は、三代藩主義貞の次男として生まれ、元禄七（一六九四）年、四代藩主であった兄義倫が亡くなったため、十一歳で五代藩主となった。正徳元（一七一）年には通信使を護行したが、享保三（一七一八）年、府中屋形で病死した（木村礎ほか編『藩史大事典』第七卷（一九八八）、二六一～二六九頁）。

15 宗家文書『裁判記録』七、龍田権兵衛（国立国会図書館蔵）。

16 朝鮮時代の官僚組織は東班（文班、文臣）と西班（武班、武臣）からなっており、これらを合わせて両班（양반）と称した。東班に属する中央機構の中核は六曹と儀政府（十七世紀以降は備辺司）が担っていた。六曹は行政官府である吏曹・戸曹・礼曹・兵曹・刑曹・工曹の総称であり、礼曹（예조）は儀礼・外交・学校・科擧などを扱う官府であった（李成市ほか編『世界歴史大系 朝鮮史―一先史―朝鮮王朝―』山川出版社（二〇一七）、三〇五～三〇九、三八五頁）。

倭館から申し入れるべきことは何もない、と館守は言い切っている。これに対し両判事は、館守からの言伝を言い洩らしたことはないと主張しており、今の返答で不備があるならば、東萊府へ「幾度二而も罷越可申入候」と述べている。

この後、二月十日には館守の茶礼が翌十一日に決定したとの知らせもたらされている。これに対し、館守は一向に解決しない「古裁判馳走」問題を、茶礼で東萊府使に直訴すると主張した。これに対し、両判は東萊府の長官である権以鎮が「殊外六ヶ鋪」人物であるため対応に苦慮しており、自分たちから話を通すので、直訴は控えてほしいと懇願している。結局、翌日には予定通り茶礼が開催されているが、東萊府使への直訴は行っていない。さらに、二月十三日には交奸事件の評定が朝廷で行われており、近いうちに結審するという知らせが両判事からもたらされている。これに対し館守は、東萊府へ出向き、納得できる道理を示すよう求めるなど、事件の処理が未だ終わっていないことが分かる。「古裁判馳走」問題の交渉もまた難航し、龍田が対馬へ帰国できたのは、十月二日に「音物」を受け取った後のことであった。

おわりに

元禄三（一六九〇）年の事件において、朝鮮側は関係者全員を死罪にしている。日本人に対しても同罪（同一処罰）である死罪を求めていたものの、実際には日本人の事件関係者は倭館内での謹慎処分を経て対馬へ帰国している。藩からは「旅」の禁止という処分が下されたのみであった。しかし、実際にはこの処分すらも遵守されておらず、事件の三年後には関係者の二名が倭館に滞在するなど、対馬藩の杜撰な対処が目立つ結果となった。

元禄三年の事件で、朝鮮側のほとぼりが冷めるのを待ち、事件関係者を帰国させることで事態がうまく収束したと判断した対馬藩は、続く元禄十（二六九七）年の事件でも、同様の対処を行おうと考えていることがうかがえる。結局この件は、事件の処理が終わらぬ間に、関係者と思われる人物とその仲間が、わずか九か月後に「潜商」（密貿易）を働いたと発覚してしまふ。この事件によって、交奸事件の取り締まりは、倭館の風紀を正す上で必要であるという危機感を朝鮮側に植え付けてしまふこととなる。

その十年後に発覚した宝永四（一七〇七）年の事件において、朝鮮側は従来通り、まず館守との交渉を行った。しかし、館守は「少しでも疑わしい者はすぐに帰国させるように」という国元の家老からの指示もあり、またこの件は倭館外の問題であるとして、朝鮮からの捜査の要求に頑として応じなかった。事件発覚から約一年間、一向に取り合おうとしない館守に痺れを切らした朝鮮側は、継嗣誕生という祝いの席にもかかわらず、交奸を行った日本人を死罪にするよう対馬側に求めることとなる。犯人と目された白水は、訳官使たつての願いにより倭館に送還されたが、東萊府使の怒りの矛先は白水ではなく、礼曹からの書簡を受け取らない対馬藩へと向けられることとなってしまった。その結果、朝鮮側は訳官使の対応を行った裁判の龍田の「馳走」を引き、あまつさえ藩主嫡子の凶書発給に関する書簡に交奸事件について記載するという強硬手段に出ることとなる。

対馬藩は、元禄年間の交奸事件において、一貫して朝鮮側からの要求である「一罪」（同一処罰）を拒否し、関係者を帰国させたのちに水面下で処分を行うという方針を取っている。朝鮮側との交渉においても、他に打つ手が無い状況になって初めて最低限の対応を行うなど、事件への対処全てが後手に回っていると評価せざるを得ない。度重なる事件と対馬藩の消極的対応によって、朝鮮側からの関係者処罰の要求は苛烈さを増すが、それでもなお、対馬藩に交奸という「些細な」問題に対し真摯に向き合おう

候、国書を御取上不被成候而も家老中ヨリ短簡を以被申入、殊二源七義も召捕被差渡候段ハ、即国書御取上ゲ被成候心同然之事情、此段両

訳何分ニ被相心得候哉と申入候処ニ、被仰聞候通、去々年源七義も爰元へ被差渡、御年寄中ヨリ御書付も被遣候故、我々義も段々結構ニ被成遣候間、定而首尾好相済可申と珍重存候処ニ、国書をも御取上不被下候故、御年寄中ヨリ之御書付も披見仕候ニ不及候由、其節被申置候古館守御代ニも、源七義若対決被仰付候節ハ、館守へも御出被成義ニ候哉と粗様子承之候へ共、館守杯御出被成儀ニ而ハ無之候、御横目頭可被差出との御事之由被承届候付、左様之義、旁ニ付而段々入組ニ罷成、古裁判馳走方引候様ニ都ヨリ差図之由、東萊一途ニ被申候故、私申義図書之儀ニ被仰越候、御返簡ニ交奸之儀御書込被成候ニ付、裁判不被相請取候、図書之儀ハ御附送不被成候ハ、其趣御返簡ニ御書載被仰遣候様ニ、何とそ此段は一応御注進被成可然由色々申入候へハ、先頃都表へ被申越候処ニ、右申上候通二偏ニ国書を御取上ケ無之故、夫ニ抱り馳走被引候段、都ヨリ之差図ニ候間、何角ハ不及申、唯都ヨリ之差図ニ而候と計被申候、其上達而申入候へハ我々義、日本之勝手に罷成候義計申候付、急度科ニ可申付杯と被申候付、中ニ立候我々別而迷惑千万ニ奉存候由申聞ル

対馬藩は礼曹書簡を受け取りこそしなかったものの、家老中からの書付を代わりに発給しており、白水の倭館送還にも応じている。これは書簡を受け取ったも同然の対応であり、この期に及んで「交奸之儀ニ抱り馳走方被引」くというのはあるまじき行為であるとして館守は朝鮮側の対応を痛烈に批判している。館守と朝鮮朝廷との板挟みになった両判事は「我々別而迷惑千万奉存候」と溢している。さらに、図書についての返簡に「交奸之儀御書込被成候」とあり、このために裁判は返簡の受け取りを拒否して

いることが分かる。館守は、続けざまに両判事へ以下のような返答を行っている。

拙者申候ハ、先刻申入候通、古裁判馳走可被引道理ニ相当り候義を、是非御馳走被成候様ニと申入ニ而ハ曾而無之候、図書之儀御附送不被成候ハ、其趣御書載被成、交奸之儀ハ別而御書簡を以、古館守帰国之節成共被仰越候様ニ有之候へハ一筋御尤之被成方共被存候へ共、図書之儀被仰越候御返簡ニ不預交奸之儀御書込被成候而ハ、誰ニいたし候而も請取可申候哉、日本ニ而ハ左様之儀ハ非法之仕形と申候、兎角両訳義、此方ヨリ申入候趣、具ニ東萊へ得不被申達候故と存候、両訳役義ハたとひ呵ニ逢候とも、可申入義ハ何分ニも不申入候而ハ不叶義ニ候、只今之分ニ而ハ何共難落着候間、又々東萊へ罷越道理立候様ニ具ニ承届罷出候様ニ、其上ニ而致茶礼、掛御目候節も可申談候旨申聞候処、訓導返答申候ハ、被仰聞候通一々御尤千万奉存候、東萊へ申達候様ニと被仰付候儀を、聊一ツとして申残候義曾而無之事情、平生東萊被申分之内、是ハ御自分様へ申上候而ハ極而不宜義も折々御座候ニ付、拾^{マユ}之内四ツ五ツハ残候而申上義も多御座有候得共、此間ハ段々物毎折渡り六ヶ敷義計御座候付、御耳ニ達不宜義有之候而も無是非申上事情、幾度被仰聞候而も、只今御返答被申候外ハ被申入間敷存候へ共、又々罷越候様ニと被思召候ハ、幾度ニ而も罷越可申入候由申聞

前館守の樋口久米右衛門が帰国する際、交奸に関する事は「別而御書簡を以」申し入れるよう依頼していたにも関わらず「図書之儀被仰越候御返簡」に書き込みがなされたのは、両判事が対馬の意向をきちんと東萊府へ申し入れていないためであり、仮に両判事が「呵ニ逢」ったとしても、

共、曾而取上ケ不申候間、左様相心得候様ニと被申渡候段拙者へ被申置、日帳ニも書載相見へ候、無実申掛ニ相極り候ハ、前以此方へ一旦届有之候上、死罪ニ可被申付義と存候得共、何角申論候儀も無益之事候、若重而館外ニ而召捕候杯と申候而ケ様之十方義共申聞候共、此已後決而取上ケ不申候間、此旨能々相心得候様ニと訓別へ申渡ス

白水は対決のため倭館へ送還されたが、朝鮮側は「何角不埒成」返答を繰り返し、結局対決は行われなかったため、対馬側は女性が白水に「虚言を申掛」と判断した。前館守である樋口久米右衛門の時に白水は対馬へ戻すことになったが、「万一重而ケ様之不埒成義」を持ち出したとしても、対馬は「取上ケ」ないことを心得るよう通達している。

第四節 倭館における「裁判馳走」問題

さらにこの間、対馬藩主の嫡男彦千代の「凶書」²⁷に関する交渉を務める裁判として、再度倭館へ渡っていた「龍田権兵衛」に対する「馳走」(支給物)が引かれているという記事が『毎日記』²⁸上で散見される。倭館では「闌出」(倭館からの無断外出)などが起こった際に、館守や裁判がその責任を負い、朝鮮からの支給物の撤供、外交儀礼の中止などの措置が取られた例があるが、龍田はなぜ「馳走」の支給を中止されていたのだろうか。

【宝永七年 二月】

一 二月七日、晴天、北東風

(中略)

々訓導・仮別差申聞候ハ、先頃已来被仰聞候古裁判馳走被引候儀、東菜へ申達候処ニ、東菜被申候ハ、其段ハ先頃ヨリ申入候通都表ヨリ之差

図に而候故、引之候由可被申候旨申聞ル

々拙者致返答候ハ、何共難落着候、古裁判馳走方之儀、極而御引不被成候而不叶儀ニ候を、是悲御馳走被成被下候様ニと申入義ニ無之候、都表ヨリ如何様之訊ニ而御引被成候との義、道理を分ケ被仰聞候得ハ、其趣対州へも申越義ニ候処、唯都表ヨリ之差図ニ而被相引候との御事、東菜被仰分とも不存候、両訳承違ニ而ハ無之候哉、東菜被仰分、訓導尤と被存候ハ、委細ニ申聞候様ニと申達候処ニ、訓導返答申候ハ、被仰聞候通承届、御尤ニ奉存候、馳走方被引候段も、別之義ニ而無御座候、去々年渡海訊官持渡り国書御取上不被成候付而、右一件ニ抱り古裁判馳走方引申候との義、都表ヨリ差図ニ候故其通申上候様ニと被申候、我々ニ至而も古裁判之儀ハ少も愚ニ不奉存義ニ御座候得共、右之通被申候付、何共気毒千万奉存候由申聞ル

館守が古裁判である龍田の「馳走」が引かれている理由について、両訳を介し東菜府に尋ねたところ、東菜府は朝廷からの指示であると返答している。得心がいけない館守は、訓導に対し「東菜府使の言い分がもつともだと思ふならば、詳しく説明するように」と申し掛けたところ、訓導から「去々年渡海訊官持渡り国書御取上不被成候付而、右一件ニ抱」っていたためだという説明がなされている。両判事としては、龍田は少しも「愚」でないと考えているため、この対応を申し訳なく思っている様子がうかがえる。これに対し、館守は次のように返答している。

々拙者返答申候ハ、去々年訊官持渡り御書簡之儀、対州へ御取上難被成首尾有之ニ付、其趣家老中ヨリ書付御渡被成、源七義も爰元へ被差渡、其上古館守方ヨリ委細以短簡被申入候得共、其節ハ御披見無之候而、唯今ニ至り交好之儀ニ抱り馳走方被引候との義、左様有之間敷事

滞候様ニ被致候様ニ申渡候処、両訳返答ニ申候ハ、如仰女事一件之儀ハ、両国大切成儀ニ御座候、御双方ヨリ被仰通候趣、少も相違不仕候様ニ随分念を入可申候、右被仰聞候御口上之趣、一々具ニ東菜へ申達、追而東菜ヨリ之御返答可申上由返答仕ル

四日に倭館へ到着した白水は、国元からの指示により番を付けられている。一連の報告を受けた東菜府使は、白水の倭館送還よりも、礼曹書簡を受け取らない対馬の対応を問題視した。このため、これ以降の『毎日記』には白水に関する記事は見られない。

【九月の経過】

九月十六日「囚人白水源七」が対馬に帰国するという記事が登場する。帰国後、白水が藩内で下された処分については、対馬藩が編纂した判決用例集である『罰責』²⁴の交奸の項に次のように記載がある。

○貳拾番 交奸

宝永六丑九月廿五日 町人白水源七

右朝鮮之女ニ昵ミ両国之制禁を犯候由、当春渡海之訳官申出、対決之為彼地江被差渡候得共、彼方何分之存入ニ候哉、対決不申付候、実否難決候、併□此業作不宜故名差ニも逢、両国之出入ニ及候段不届ニ付、流罪ニ被仰付候間、親類中ヨリ田舎へ差下置、他国ハ不及申、府内江も決而為登不申様、堅可申付旨申渡

これによると、白水は倭館へ送られたが、対決が行われなかったために罪状の有無は定まらなかった。しかし、名指しされたのは素行に問題があったためであり、結果的に両国間に軋轢をもたらしたことが不届きであ

るとして「流罪」となっている。しかし、「流罪」の具体的な内容としては「親類中ヨリ田舎へ差下置、他国ハ不及申、府内江も決而為登不申様」とあり、実質的には府内からの所払い²⁵に近い措置だったと思われる。

【宝永七年 七月】

これに対し、朝鮮側では翌年の七月に関係者の処刑が行われたことが、『毎日記』²⁶に記されている。

一 七月廿七日、晴天、南風

（中略）

々訓導李僉知・別差鄭判事罷出申聞候ハ、唯今東菜ヨリ伝令参候処ニ、先比国法を背致交奸候と申女并其節致中取候部将、此式人之者共候間、坂下於二獄斬罪ニ申付候間、其通ニ相心得候様ニと申参候、右伝令之通ニ候得ハ、館守へも御届申入候様ニと之儀ニ而ハ無御座候得共、境目ニ而死罪ニ被行候義、一旦御届不申入置候段、如何被存候致致参上候由申聞候付、私返答申候ハ、東菜ヨリ之御届ニ而ハ無之候得とも、坂下ニ而死罪ニ被申付候故為念各ヨリ被致届候との義承届候、国法ニ被行候儀は、此方ヨリ兎角可申入様無之事候得共、右女前御詮議之節、源七と申者交奸相手ニ候段申出候由ニ而館守へ被相届、其上御国ニても崔同知・韓僉正方ヨリ申出候付、実不実不相知義ニ候得共、御誠信之儀専被入御念候故、早速源七義被召捕、対決之為爰元へ被差越候ニ付、先館守方ヨリ折々対決之儀被申掛候へ共、何角不埒成御返答ニ而終ニ対決不申付候、然ハ右女源七へ虚言を申掛候ニ相極り候故と存、先館守代ニ源七儀ハ被差返候、其砌金正ニ被申渡候は、源七儀数ヶ月爰元へ被召置候得共、虚言申掛候ニ相極り候哉、対決不申付候故、則今度御国へ差返候、万一重而ケ様之不埒成義申聞候

白二成候ハ、永々流罪申付、此以後迄之定格ニ相究可申候間、左様ニ相心得可成候、元来貴国ニ而本国之人ニちなミ候女ヲ死刑ニ被仰付候も至当之御刑法とも難存候、刑罰之儀ハあながち惨酷ニ候得ハ、重而科ヲ犯し候者無之と申二而も有之間鋪候得ハ、此通二而ハ将来之奸ハ懲可申事^(不欠カ)ニ候、乍此上右之科ヲ犯し候者、決而死刑ニ可申付筈之道理有之候ハ、其訳ヲ委細ニ被仰聞可被下候、何ニいたし候而も両国誠信之永久成様ニと存候間、幾重ニも宜様御相談可申入候、此趣帰国之節礼曹へ可被申入候、已上

月日 杉村頼母

大浦忠左衛門

杉村三郎左衛門

平田隼人

崔同知

前

韓僉知

白水は事件当時「麻瘡」を病んでいたと近隣の人々も供述しており、本人も一貫して無罪を主張しているため、対馬藩は白水を倭館へ送還することを決定した。しかし、「日本」においては刑を科せられる行動ではないとしており、あくまで「貴国之御法も立」よう対馬が取り計らっていることを強調している。

こうして、三月九日には訳官使の乗船が十六日に決定した。また、訳官使に渡した書簡と同様の書簡を館守から東萊府使へ渡すよう指示している。訳官使一行は十六日に乗船、対馬佐賀浦に数日間停泊したのち、二十日鰐浦に到着している。その後は風を待ち、四月四日に鰐浦を出船、その日のうちに倭館へ到着した。この後の経過は館守の『毎日記』²³に見られる。

【四月の経過】

一同(四月) 四日、晴天、北東風

(中略)

去々年女事之儀ニ付、白水源七今度被差渡^(虫損)□、船揚申付、番人等御国ヨリ御差図之通申付ル、委細別帳ニ記之

一同(四月) 五日、雨天、南風

(中略)

一去々年女事出入ニ付、白水源七と申者相手之由訳官共於対州申出候付、則源七儀拷問被申付候処ニ其身誤り無之旨申談候、乍然両国預り候事ニ候へハ、源七申分計ニ而ハ難相止、爰元ニ而右之女為対決、科有無之儀を分明ニ不遂吟味候而ハ不叶事ニ被存、今度裁判引船乗之被差越候、依之拙者方ヨリ東萊へ申達候趣簡書を以申遂候、且亦於対州崔同知・韓僉正方へ家老共ヨリ相渡候書付之写、別書一通、是又拙者方ヨリ東萊へ掛御目候様ニ差越候付令進覽候、源七対決之儀ハ、各御返答東萊ヨリ被仰下候以後対決可申付候、勿論御返答之趣一々対州へ申遣儀ニ候間、両訳口上ニ而被仰下候而ハ不相濟事ニ候、御返答之趣委細簡書ニ而被仰下候様ニ兼而可被相心得候、右之通具ニ東萊へ可被申達候事

四月五日

金正公

洪判事公

右之通書付を以申渡、御年寄中ヨリ訳官崔同知・韓僉正御渡被成候御書付之写一通并拙者方ヨリ東萊へ之短簡一对、両訳渡之、拙者ヨリ両訳ニ申渡候今度女^(虫損)□□科之儀ハ双方大切成事ニ而、両訳儀ハ取次事ニ候へ^(虫損)□□ヨリ之申分少も違却不仕候様ニ随分念を入、双方申分不相

裁判

右之通之御書付両使へ申渡候処ニ、両使返答ニ申上候ハ、今度御嘉儀之使者ニ罷渡候時節、不遠慮成ル儀ヲ申上候と奉存候得共、カクセイ出入之儀ハ朝廷ヨリ被仰付候故、無是非申上候、然ハ源七儀嚴拷問被仰付候処、其身ニ誤り無之候申募候故、兼而被仰聞置候通朝鮮へ被差渡被下候と之御事、誠ニ忝次第二奉存候、源七儀朝鮮にても弥誤り無之ニ相極候得ハ、乍此上我々とても珍重奉存候、唯我々帰国仕候而、朝廷へ申達候道筋明キ候段、火悦至極ニ存候、御礼之儀ハ宜様ニ申上候様ニと申聞候、尤朝鮮言葉ニても一々御書付之趣申達、返答傳五郎承之、太廳ヨリ罷帰掛ニ直ニ三郎左衛門殿へ傳五郎同道仕罷出、両使返答之次第申上ル

白水源七は、訳官使への伝言通り三月二日から「詮議」を受けている。七日の記事によると、白水はやはり身に覚えがないと供述したために倭館へ送還されることが決定した。白水送還の際には、龍田の「裁判引船」で護送されるとあり、訳官使は「朝廷へ申達候道筋」が明いたと話している。八日に書き直された礼曹への書簡の和文は次の通りである。

白水源七と申者、帰国之女ニちなミ候次第、委細被申聞承届候、此儀ハ兼而嚴鋪申付置候処ニ、法制ヲ犯シ倫理ヲ乱リ至極不届者ニ候得ハ、其俣差置可申道理無之候、乍然嚴拷問申付候而も白状不致、其身之誤り無之由申詰候、且亦館内へ申遣シ、一人宛遂吟味候処ニ、右之女ハ貴国之人石垣之外ニ而召捕候得ハ、若ハ盗ニ入可申と存シ候事ニ而も可有之哉、源七儀ハ其節麻瘡相煩居申候由、何も申候、乍然誠信之條之儀ニ候得ハ、一方之申分計り承、有無ヲ決可申答も無之対決之上□分明ニ相知レ可申と存候付、此度館守方へ差送、得と遂吟味

候様と申遣候、且亦此儀ニ付、貴国へ不申入候而不叶儀有之候、委細

ニ左ニ書仲候間、御亮察可被成候、貴国ニ而ハ本国之人ニちなミ候女ハ死罪ニ被仰付候由、兼而承及候、此度之女ヲも前例之通死罪ニ被仰付候付、此方之者も同刑ニ被仰付候度被思食ニ而可有之候、乍然其段ハ同刑難申付次第有之候、其子細ハ我国之人他国へ致往来候ハ、薩州ヨリ琉球へ罷渡候と、松前ヨリ蝦夷島へ罷越候と対州ヨリ貴国へ罷渡候とニ而候、其内薩州・松島之人、琉球・蝦夷島ニ而男女交會之儀有之候而も曾而東武ヨリ御禁制も無之、其通被成被置事ニ候、二十年以前迄ハ長崎ニ而唐ヨリ罷渡候者、妻ヲ娶り子ヲ育シ留住いたし候者も間ニ有之候、右之通ニ候故、他国之女ニちなミ候者ヲ科行候儀、元來日本之法ニ無之候、乍然対州之儀ハ貴国迄界ヲ構へ、代々誠信ヲ以申通候処ニ、貴国ニ而大禁ニ被成儀ヲ能々乍存、日本之法ニ無之候と而男女之交を心まかせに致させ可申様無之候故、兼而嚴鋪申付候事ニ候得共、死罪と申程ニハ難行候、総体其国之風俗時勢ニヨリ刑罰之輕重大小有之候事、天下古今之道理ニ而候得ハ、他国之者ヲも是非ニ其国之法之通ニ行可申と申道理も有之間鋪候、仮ハ潜商ヲいたし候者ハ日本ニ而死刑ニ行候法ニ而候候、人參之類ニ而も潜商いたし、斤數大分ニ候得ハ必定死刑ニ行候儀、每度之事ニ而候間、定而貴国ニも御存知ニ而可有之と存候、乍去此方之儀ヲ死刑ニ行候間、貴国之人參売出候者ヲも死刑ニ被仰付候様ニとハ終ニ不申入候、銘々其国之法式ニ候得ハ、他国ニかまひ可申事ニ無御座候、此度女事仕出候者も右同前ニ候得ハ、貴国之女ヲ死刑ニ被仰付候間、此方之者ヲも同刑ニ申付候様ニとハ被思食間鋪事ニ存候、乍然貴国と対州之儀、幾久下々迄往来可仕候処ニ、貴国之大禁ヲ犯候者ヲ其俣ニ召置候而ハ貴国之御法も立申間鋪、其上兼々貴国之御心ヲ体し嚴ク申付置候主意ニも違候得ハ、其俣召置可申道理ニも無之候、仍是右女事仕出候者、対決之上罪状明

訳并両使右之書付朝廷方へ難差出と申候故、直ニ東萊へ遣シ候訳、一々東萊へ申遣壳渡無之、快ク埒明候様ニ可致候、若又右之科人不致白状、類船ニ而差渡ス首尾ニ成候而も書直シ候、真文一通ハ両使方へ相渡、一通ハ写ヲ東萊へ遣ス事ニ候、右科人之儀ニ付、先頃短簡ヲ以申聞候已後、早速朝鮮へ申遣シ、同宿并隣端之者一人宛、横目方へ食寄遂穿鑿候得共、衆口同辞ニ不存之由申出候、然乍礼曹ヨリ被仰越候程之事ニ候得ハ、定而科人ニ其紛有之間鋪候、誠信之際ケ様之儀其俣ニ可召置道理無之筈と存候付、御忌明拷問申付、其上ニも不及白状候ハ、対決之為朝鮮へ差渡、罪状明白ニ成候ハ、相当之科被仰付候様可致候故、罪軽重之相談右之科人差渡候時一度不申入候而ハ不叶儀と存候、然ハ両使右之真文持渡候而も、亦は不持越候而も、写一通ハ東萊へ遣ス事ニ候間、左様ニ相心得候様ニと可被申聞候、総体此度女事之一件ニ付、御国ヨリ之致方誠信之道ニおいてハ此方無残所丁寧之仕方ニ存候、乍然朝鮮と日本とハ風俗も違イ、元來義理無窮者ニ候得ハ、若ハ御国之致方不当事と存候儀も可有之候、左様之儀ハ無遠慮可申聞候、少も道理ヲまげ可申筈ハ無之事ニ候間、両使申分尤と存候ハ、相改可申候、且又両使心入ニ此儀ハ尤ニハ存候共、此通ニ被成而ハ両使迷惑ニ及候、ケ様々々ニ被成被下候得ハ、対州之道理も立、両使難儀も無之候と存候儀も可有之候、是又訳官之儀ハ両国之事ヲ取扱申役人ニ而候得ハ上ニも兼々大切ニ思食候故、此度之仕形不届と存候而も、了簡成り候事ニ了簡無之科ニ逢ニ申候様ニいたし度心少も無之事ニ候、成り申程之事ニ候ハ、幾重ニも宜様ニ申付ルニ而可有之候、乍然先頃ヨリ申聞候通ニ元來道理無之儀ヲ両使迷惑ニ及候間、相止候様ニと申候分ニ而ハ何程弁ヲ立申聞候而も決而許客仕間鋪事ニ候間、両使好々思案致候得と可被申聞候、以上

二月日 年寄中

裁判

対馬藩は、ここでようやく訳官使の希望通り白水の白状の有無に関わらず、彼を倭館に送還することを承諾したため、訳官使は最初に渡された書付の返還に応じた。また、二月に送られた倭館からの「同宿并隣端之者」の口書には「衆口同辞ニ不存之」であったことが記されているが、その上で対馬と訳官使双方の体面を保つ解決策を探っており、白水が倭館へ送還されるとしても、死罪とならないよう細心の注意を払っていることが分かる。

同(三月)二日

(中略)

一白水源七儀、今日ヨリ終日夜ニ掛御詮議有之由

同(三月)七日

一三郎左衛門殿ヨリ罷出候様ニ被仰下候ニ付、致仕公候処ニ、白水源七儀拷問被仰付候得共、其身誤り無之候由申候ニ付、朝鮮へ被差渡候、依之両訳へ被仰渡候御書付一通御渡シ被成候之旨、太廳へ罷出両使へ申渡候様ニと之御事ニ付、及暮ニ太廳へ罷出候而両使へ申渡ス、尤嘉勢傳五郎同道仕ル、御書付之案爰ニ記之
白水源七儀、敵鋪拷問申付候得共白状不致、其身誤り無之由申詰候、依之館守方へ差送、猶々遂吟味其上ニ而為致対決ニ候様ニと存、先達而佐須奈関所迄遣置、訳官共帰帆之節、裁判引船ニ乗セ為致渡海可申候、此旨訳官共へ可被仰聞候、且亦先頃之真文近日書改相附可申候間、左様相心得居候得と可被申聞候、已上

三月日 年寄中

で、よく思案するよう求めており、崔同知はこの日の夜に軍官たちへ言い聞かせると返答している。

この日、崔同知は通詞の二人に、「明朝」の訪問を求めている。日付の記載はないものの、翌二十三日のものと思われる記事が次の通りである。

一今朝、傳五郎・弥左衛門罷出申聞候ハ、昨日太廳へ罷出候而、崔同知へ御了簡之趣申聞候処ニ、軍官へ夜前得と申聞候処ニ、何も落着申候間、左様相心得候様ニと申聞候二付、乍此上各無油断教訓被致候而可然候、若落着候ハ、早々被申聞候、崔同知へ能合点候へハ別条有之間鋪と存候、此度兩様之願申上置候得共、両訳心ニ不申御返答二付、差当り可仕様無之候故ニ、例之おとしニ而とやかくと申にて可有之と存候、併不慮成仕形仕候儀も可有之と存候、左様候而ハ至而大切成事ニ候間、好々御聞合可被申聞候、実否之儀其内三郎左衛門殿へ粗申上置候様ニ可仕候由、兩人へ申聞候得ハ、傳五郎・弥左衛門申候ハ、崔同知我々ニ申候ニも、軍官共不了簡之儀ヲす、め申候得共、私ニハ同意不存候、此度之儀無調法罷成候得共、崔同知一人之無調法ニ而候、然ハ別而軍官中之越度罷成ル事にて無之と崔同知軍官中へ申渡候二付、何も落着之由、両通詞へ申聞候時、傳五郎・弥左衛門申候ハ、万一御通之節無調法之仕形有之候而ハ、御駕籠廻り之衆不関打捨ニ被致候儀目前二候間、左様ニ相心得能々了簡可有之由、傳五郎・弥左衛門申入候得ハ、其儀も合点仕居候と崔同知申候由、兩人拙子へ申聞ル

今回のことは、崔同知の知らぬ間に軍官たちが進めていた話ではあるが、これは崔同知の「越度」になると軍官たちへよく言い聞かせ、事態は収束している。もしも「御通り」の際にこのような無調法があれば、「打捨」となるに違いないと崔同知へも申し含めている。

翌二十四日の記事を見ると、この話は三郎左衛門の耳にも入っている。今回の訳官使が複数の問題を持ち込んでいたためか、「斛枿一件」のために「御駕籠にすかり可申」となっているが、これを防ぐため、二十六日には「殿様御乗船被遊候節、太廳之内ヨリ壱人も外へ罷出様ニ」と堅く申し付けられている。同日、藩主は無事に乗船し、二十八日に出船した。二十九日には、対馬藩で事件について動きがあり、家老から裁判を介し、晦日に訳官使へ伝えられた。以下がその内容である。

一両使へ申達候ハ、御年寄中被仰候、先頃ヨリ被仰渡置候通、弥来月二日ヨリ科人拷問被仰付候、然ハ先頃遣シ被置候□氏之短簡之儀、科人白状仕候而も白状不仕候而も、其所ヲ口書改被成候而御渡可被成と之御事ニ候間、只今差返シ、拙子へ被相渡候得と之儀ニ候由口上ニ而申達シ、尤御書付読聞セ、其上兩通詞朝鮮言葉ニ移シ申入候得処ニ、両訳之返答ニ被仰下候趣奉承候、とかく幾重ニも御断申上ヨリ外ハ無之候、御請之儀ハ宜様申上候様ニ申聞ケ、其上ニ而請取置候短簡差返ス、請取候而御屋鋪へ致持參、三郎左衛門殿へ差上ル、今日兩訳へ申渡候御書付案爰記之

口上覚

先頃訳官兩使へ相渡候女事之真文請取此方へ可被差返候、此真文ニハ未得実情と有之候、御忌明拷問いたし候ハ、拷問之上白状致シ実状相知レ候とか、又ハ拷問致候而も実状相知レ不申とか、其趣ヲ書加へ申事ニ候故、右之真文差返候様ニと被申達、其上ニ而可被申ハ、右之科人致白状候ハ、朝鮮へ差渡ニ不及候と申渡候ハ、定而先頃申聞候通、弥右之書付兩使方ヨリハ朝廷方へ難差出存ニ而可有之候間、其節ハ兩使へ相渡候真文ヲ別紙写、此方ヨリ直ニ東萊へ遣礼曹ヨリ之御書翰、殿様御披見不被成訳白状候上ハ対決ニ不及候故、右之科人不差渡

用無之候間、太廳へ罷出ニ不及事之由三郎左衛門殿委細被仰聞候ニ付、通詞兩人得と申含傳五郎・弥左衛門ヲ以太廳へ申遣ス

十八日、三郎左衛門に呼び出された龍田は、翌日が晴天であれば、藩主が江戸への弔問のため乗船するという知らせを受けた。さらに、二十二日を新たな乗船予定日としていたが、訳官使の都合を勘案し「心次第二被仕候得」と指示されている。この内容は、通詞を介して訳官使へ届けられた。

右之趣両人之通詞両訳へ申達、尤裁判ヨリ之口上ニ仕候而申渡ス、其後両通詞両訳と論談之内、両訳申候ハ、廿二日前ニ殿様御乗船被遊、我々儀御跡引残之儀、至極迷惑成ル儀共奉存候、併両様之内一方不被仰付候而ハ、幾重ニも御理申上ルヨリ外無御座候、滞留之儀曾而望ニ申事ニ無御座候、科人拷問之上ニ而白状仕候而も不仕候而も和館へ被遣、其上ニ而御吟味次第被仰付被下候得ハ、持渡之書簡之御返事不承候共、我々申分立申事ニ候、偏ニ御理申上候間、御聞分ケ被成可被下候ニ申上候出、傳五郎口上ニ而一々申聞ル、尤来月二日ヨリ拷問被仰付候、万一白状不仕候ハ、兼而被仰聞置候様ニ和館へ可被差渡候、随分白状仕候様ニ拷問ヲ被仰付之由両訳へ傳五郎・弥左衛門申達罷帰候由申聞ル

訳官使は、藩主が江戸へ向けて出発するにも関わらず、引き続き滞留することを「至極迷惑成ル儀共奉存」、申し訳なく思っていることが分かる。対馬藩は忌明けの後、白水が白状しない場合に限って倭館への送還を行うとしているが、訳官使は白状の有無にかかわらず倭館へ送還し、その上で吟味を行うよう求めているが、対馬藩はあくまで方針を変更するつもりは

ないとしている。

同(二月)廿一日

今朝傳五郎・弥左衛門罷出申聞候ハ、昨日太廳へ罷出候処ニ、崔同知申候ハ、殿様御乗船被遊ル筈候様ニ承り申候、就夫我々乗船之儀ハ如何被仰付御事候哉と申候故、両通詞申候ハ、各乗船之儀ハ来月二日ヨリ科人拷問被仰付候上ニ而、如何様共相知可申、暫ク間も有之事ニ候、乗船之儀ハ心次第ニ此程被仰出候得ハ、唯今之通ニ被仕居候而可有之候と挨拶仕候由、然処ニ軍官共罷出申聞候ハ、御乗船被遊候節、^(開カ)□氏之儀ニ付持渡之書翰、御通り之節差上ケ可申候由、□々ニ申出候付、此儀至而大切千万成ル事ニ而候間、崔同知能々思案仕くれ候得と申候得ハ、何程致合点候、今晚軍官中へ得と可申聞候間、明朝傳五郎・弥左衛門罷出くれ候様ニと申候由、兩人拙子へ右之段々申聞候ニ付、私返答ニ申候ハ、此儀至而大切成ル事ニ而候、若左様之首尾ニ罷成候而ハ、崔同知首尾十分不宜候、思案可有之事と存候、道理之立候儀ヲ得と納得不仕候故、崔同知分別此場ニ而可有之候、為念候間、今一応承合セ拙子へ可被申達候、其上ニ而三郎左衛門殿御耳ニ入可申候、実否之所不分明候ニ付、承り之俣ヲ三郎左衛門殿へハ難申上候、乍此上各被罷出候ハ、致納得候様仕度事ニ而候、畢竟御行列見物も此節ハ不入事ニ而可有之候、御叱りヲ蒙り被居候同前之儀ニ候得ハ、崔同知深く遠慮可被仕事ニ而候由、傳五郎・弥左衛門へも心入之通り申聞ル

しかし、二十一日には、対馬藩の態度に業を煮やした軍官たちは、礼曹書簡を、乗船時の藩主の「御通り」の時に差し出すべきだと口々に申し出たという。通詞らは崔同知に対し、「此儀至而大切千万成ル事」であるの

は、たとえ対馬で「相果候迎も」生きて朝鮮へ帰ることはできないという覚悟である。これを受け、家老たちは翌日の十五日に龍田を介して訳官使へ書付を送っている。

訳官共申分ニ女事之書翰受取御返翰被遣候歟、其身共帰国之便右之科人致類船歟、右両様之内致シくれ候得、左無之候而ハ、帰国之後必定科人ニ遭候段、至極迷惑存候旨致書載差出之候、書翰御受取難被成訳并科人之儀、日本国大喪之砌ニ候故、早速拷問難申付之旨委細被申渡候処ニ、毛頭聞入不申候段、至極不届之事ニ候、右之科人之儀、訳官共申分ヲ聞届、弥其科ヲ正可申之旨、真文ニ認相渡たる事ニ候、右之真文礼曹へ差出候ハ、其身共科ニ遭可申道理決而無之候、其上御忌明候而拷問申付、当所ニ而白状不致候得ハ、弥対決之為彼地へ差渡事ニ候、仮令一月二月及延引候而科ニ遭可申道理猶又無之候、畢竟八年寄中以連書申聞候真文之趣、疑心ヲ加へ候事と相見無礼不側之至ニ候、元来右之科人御忌明候已後遂拷問、白状不致候得候、朝廷へ差送り右之女と対決いたさせ罪科ヲ定申筈ニ候間、訳官共御出船跡ニ引残り候段先規無之如何鋪事ニ候得共、不顧事理無体ニ右之科人類船ニ而罷帰度存シ儀候ハ、御忌明候迄相待可申候、拷問之上白状不致候ハ、類船ニ而可送越候、若も分明ニ致白状候ハ、先頃相渡置候真文二分明ニ致白状、罪科難遁之旨書加へ訳官へ可相渡候、勿論白状之上ハ、朝鮮へ差渡対決致ニ不及事ニ候間、真文ニ令書載候通、礼曹ヨリ之返事ヲ相待候而科ニ可申付候、此旨訳官共へ被申渡、御忌明拷問申付候迄差控可申と申候ハ、其身共心次第仕候様ニ可被申渡候、以上

二月十五日 年寄中

裁判

家老たちは、日本は將軍死去による「大喪」であり、白水への拷問が行えない状況であるのを、「毛頭聞入不申」態度で臨む訳官使を批判的に記しており、礼曹への書簡には「科ヲ正可申之旨」とあるため、これを差し出せば訳官使が落度を問われることはないだろうと反論している。白水は忌明けに拷問を行い、白状しなかった場合には倭館へ送るとしているが、白状した場合には礼曹からの指示を待つて処分を行うという。この日の話し合いは深夜にまで及んでおり、龍田は翌日に三郎左衛門への報告を行っている。

同（二月）十八日

一三郎左衛門殿ヨリ通詞兩人罷出候様被仰下ニ付、今四ツ時傳五郎・弥左衛門同道仕り、三郎左衛門殿御宅へ罷出候処ニ被仰渡候ハ、殿様明日晴天ニ候得ハ御乗船被遊ル御事候、今度□氏之儀付而使不顧事理ヲ、是非科人召連帰国不仕候而ハ不罷成候、然は御当地ニ而譬命ヲ失ひ申共滞留可仕と申候間、二年ニ而も三年ニ而も心次第ニ滞留仕候へ、御返答書ニ有之候様ニ科人拷問被仰付候而、白状仕候ハ、日本之法之通ニ被差渡間鋪候、併御返答書ニ有之候様ニ、礼曹ヨリ道理立候候而ハ先様逗留之日数も有之事候間、心次第ニ被仕候得、御忌明キ候ハ、来月二日ヨリ御精進日ヲも御構イ無之、水責・木馬貫・駿河責と申責ヲ被仰付事ニ候得ハ、俄ニ埒明申、間鋪候首尾ニヨリ候ハ、東武ニ而御案内も可被仰上と之御事候、此方ヨリ急度御返事被遊ル首尾之事ニ無之候間、右之趣ハ裁判方ヨリ通詞ヲ以而訊へ申達候、尤裁判御

も禁令ヲきびしく致候得ハ、貴国之法も立、日本ニも障り不申、無事ニ成候事と何も僉議相究、御書簡ヲ見可申共も不被申候、此趣少ハ真文之内ニも相見へ候得共、右之次第分明ニハ認かたき事候故、拙子心入ヲ以各々得と合点被致候様ニ申渡候得と之御事也

口上の内容は書簡と重複する部分もあるが、「分明ニハ認かたき事」もあると最後に断っており、書簡の中にはない、交奸という「鎖細ささい」な問題を書簡に認めて対馬に送るといふのは前代未聞のことであり、これを受け取れば將軍へ報告しなければならなくなる。さらに、もしも朝鮮側が犯人を死罪にすることが「公儀」の知るところとなれば、両国が「誠信」の間柄となつて百年が経つにもかかわらず、未だに日本を敵国と見なしているために死罪にするのだろうかという疑いを招くことになる、という文言を申し合めている。さらに、白水源七の処置については次のように説明がある。

一真文之趣礼曹へ被致伝達候ハ、否之御返答可有之候間、其趣当役之訓導・別差ヨリ口上書ヲ以館守迄可申達候、亦々書簡ニ而被申越而ハ、右申候通此方処置も難致、且ハ朝鮮之為ニ成不申候、扱は右之科人流罪之儀も只今迄之通先牢舎申付置、御返答承候迄ハ相待可申候、唯今日本国大喪之砌ニ候故、拷問等も厳ク難申付候、弥分明ニ白状被致候ハ、其内様子ニヨリ朝鮮ニ差送り、右之女と対決為致候事も可有之と之御事也

これによると、白水は現在「牢舎」を仰せ付けられているが、將軍死去による「大喪」のために厳しい拷問などは行うことができないでいる。白水が白状すれば、頃合いを見計らつて朝鮮に送り、女性と対決させること

も可能であると伝え、その他の問題について話し合った後、龍田は杉村三郎左衛門のもとへ出向いている。この時の報告を見ると、「科人朝鮮へ不被差渡候と御座候処ニ、両訳快ク不存候様ニ相見へ申候」とあり、同席していた通詞二名もこれに同意している。

翌日、十五日に渡す礼曹への書簡の準備が行われているが、訳官使は乗船を指示されていた十八日は「大悪日」であるとして、乗船日の変更を求めている。さらに、現在の礼曹への書簡では帰国したのち「極而及難儀」のため、礼曹書簡を受け取るか、白水源七を朝鮮へ渡すか、どちらかの条件を呑むようお願い出ている。この時に差し出された短簡の内容は次の通りである。

御返事致拜見候、委細ニ被仰聞候趣委ク承届候、乍然此御書付之趣、我々共罷帰決而朝廷へ難申上事ニ而御座候、総体他国へ使者ニ罷越候は、主人ヨリ之書状ヲ相届不申、亦ハ其返事ヲ受取不申罷帰候而ハ主人ヨリ之答、如何程ニ可有御座候哉、我々身ニ御成り被成御覽被下候ハ、我々十分難儀之段御了簡可有御座候事と存候、我々儀ハ扱置、誠信之道ヲ以申候而も書翰御受取不被成、御返答不被成候段不宜事ニ存、御書付之心持ヲ以申達、又々御返事申入候様ニと之儀不存寄事ニ而、我々之自由ニ可被成事ニ而無御座候、願ハ先例之通御書簡御受取被成、御返事被遣候様、左も無之候ハ、右之科人我々一度ニ和館へ被差渡、館守ヨリ被致吟味候様ニ被仰付候か、此両様之内何ニ成共御極メ不被下候而ハ、我々仮令御国ニ而相果候迎も、生而本国へ帰候儀不罷成ル事ニ御座候、千万難儀之事勢御量察被下候ハ、忝可奉存候、以上

訳官使は、礼曹書簡の受け取りと白水の送還のどちらもなされない時に

候間、定而貴国ニも御存知ニ而可有之と存候、乍去此方之者ヲ死刑ニ行候間、貴国之人参売出候者ヲも死刑ニ被仰付候様ニとハ終不申入候、銘々其国之法式ニ候得ハ、他国ニかまひ可申事ニ無御座候、此度女事仕出候者も同刑ニ申付候様ニ被思食間鋪事と存候、乍然貴国と対州之儀、幾久下々迄往来可仕処ニ、貴国之大禁ヲ犯シ候者ヲ其俣ニ差置候而ハ、貴国之御法も立申間鋪、其上兼々貴国之御心ヲ体シ厳ク申付置候主意ニも違候得ハ、其俣ニ置可申道理も無之候、仍是右女事仕出候者対決之上罪状明白ニ成候ハ、永々流罪ニ申付、此以後迄之定格ニ相究可申候間、左様ニ御心得可成候、元來貴国ニ而日本之人ニちなミ候女ヲ死刑ニ被仰付候も至当之御刑法とも難存候、刑罰之儀あなから參酷ニ候得ハ重而科ヲ犯候者無之と申ニ而も有之間鋪候得ハ、此通ニ而も将来之奸ヲ懲シ可申事ニ而候、乍此上右之科ヲ犯候者決而死刑ニ可申付筈之道理有之候ハ、其訳ヲ委細ニ被仰聞可被下候、何いたし候而も兩國誠信之永久成様ニと存候間、幾重ニも宜鋪御相談可申入候、此趣帰国之節礼曹へ可被申入候、以上

月日 杉村頼母

樋口佐左衛門

大浦忠左衛門

杉村三郎左衛門

平田直右衛門

平田隼人

崔同知

韓僉正前

対馬藩は、異国の女性との交情を裁く法は日本にはないが、朝鮮との関係を鑑みた結果、「流罪」という処罰を下した。長崎では唐人屋敷が完成

するまで、訪日した中国人は長崎市中に散宿しており、中には日本人女性を娶り子供を儲ける者もままあった²²。また、現在の朝鮮では交奸は死罪だが、国や時勢によって処罰の軽重は変動するものであり、他国である対馬の人間を朝鮮の法に倣って処罰する道理はないとしている。流罪という罰を科す以上、将来の交奸を未然に防ぐことにはなるはずであり、それでもなお、死罪にすべき道理があるならば詳しく聞かせるようにと申し入れている。

家老たちから書簡を預かった龍田は、通詞とともに大廳へ出向き、訳官使に対し口上を行っている。その内容は以下の通りである。

裁判龍田権兵衛、口上ニ而両訳へ為申聞候案

一 今度被持渡候礼曹之御書翰被差出候儀如何ニ候段、朝鮮ニても申候通、ケ様之慶事之使者ニ被差渡候ニ、人ヲ死刑ニ行候など、申不吉之書簡ヲ兼帯いたし候事、如何ニ候故、其段申入度ル事ニ而候、乍然右之事のミにても無之、古來ヨリケ様之鎖細成事ニ朝鮮ヨリ書簡ヲ以被仰聞候先例も無之、其上右之書翰ヲ此方へ請取候而ハ、早速公儀へ不差出候而ハ相叶不申候所、元來他国之女ニちなミ候とて嚴科ニ被行候儀、日本ニ而無之事故、弥貴国ヨリ之申分ヲ御尤と被思食候而も、新規ニ其法ヲ御立被成候儀は容易ニ埒明申事ニ而無之、万一朝鮮ニてケ様ニ我國之人ちなミ候女ヲ極刑ニ被申付候ハ如何様之訳ニ而候哉、誠信以來最早百年ニ及候得とも、彼国ヨリハ爾今我國ヲ敵国と被存居候底意有之候故、男女相ちなミ、国内之陰事にても漏シ候而ハ如何ニ候と緊防被致候事ニ候哉、日本ヨリハ一国之様ニ被思食、御先代信使罷越候節も武具迄被遣候程之儀ニ候所、右之ことく有之候か、又ハ大害も無之筈ニ候間、琉球・蝦夷同前ニ被致候様ニ申談候得など、有候而ハ、至極氣毒成儀ニて、畢竟対州之心ヲ以科人ヲ正シ、向後連

一同(二月)五日、晴天、北東風

(中略)

ク一昨日致下乗候由ニ而鰐浦ヨリ之飛船、今未下刻廻着仕ル

ク右飛船ニ朝鮮御支配ヨリ之御状来ル、意趣は去々年爰元ニ而女事出入有之節、白水源七義相手之由、於御国元訊官崔同知・韓僉正方ヨリ以書付御年寄中へ申上候付、則源七儀被召捕、籠舎被仰付置候而、去年爰元ニ而之次第并源七同宿之者、其外近所之面々遂吟味、委細申上候様ニ被仰越候付、則老頭箕原多七・加嶋久吉、御徒目付福嶋源兵衛・春田源五兵衛召寄、夫々口書致させ被差出候様ニ申渡ス、吟味之次第、口書等別帳ニ記之

一同(二月)十二日、晴天、北東風

(中略)

ク朝鮮御支配へ之書状并白水源七御詮儀ニ付、爰元にて何も口上書為致候次第之帳面入油紙包箱巻、鰐浦御関所へ之書状ニ通、川内宇佐右衛門ニ相渡ス

こうして、事件から一年以上が経過して初めて、白水と同宿・近所だった者の調査が行われることとなった。口上書はすぐさま対馬藩へと送られている。

一方、藩主が弔問のため江戸に向かうとして、二月七日には訊官使も「十五日・十六日・十八日之内乗船仕候様ニ」との指示がなされている。交奸事件と「斛枘一件」²¹に対する返答がなくては乗船することができない、と主張する訊官使に対し、龍田は十四・五日には返簡を渡すとして、ひとまず十八日を乗船予定とした。十三日には礼曹に申し入れる内容の下書きを、家老が連名で書簡に認め、訊官使に提出している。その内容を見

てみよう。

一同(二月)十三日

(中略)

右之真文太廳へ持参仕候而、両訳へ相渡候処ニ、御返答之真文相達申候、得と致拜見存寄御座候ハ、明日可申上之由申聞ル

右短翰之和文

ク白水源七と申者、貴国之女ニちなミ次第委細被申聞承届候、此儀ハ兼而嚴鋪申付置候処ニ、法制ヲ犯シ、倫理を乱シ、至極不届成者候得ハ其俣差置可申様無之、実状ハ未相知候得共、早速入牢申付候、就夫貴国ニ而ハ本国之人ニちなミ候女ハ死罪ニ被仰付候由、兼而承及候、此度之女ヲも前例之通死罪ニ被仰付、此方之者も同刑ニ被仰付度被思食ニ而可有之候、乍然其段ハ同刑ニ難申付次第有之候、其子細我人他国へ致往来候ハ、薩州ヨリ琉球へ罷渡候と松前ヨリ蝦夷嶋へ罷越候と対州ヨリ貴国へ罷渡候とニ而候、其内薩州・松前之人、琉球・蝦夷嶋ニ而男女交會之儀有之候而も曾而東武ヨリ御禁制も無之、其通ニ罷成被置事ニ候、二十年前迄ハ長崎ニ而唐ヨリ罷渡候者、妻ヲ娶り子を育シ留住いたし候者も間々有之候、右之通ニ候故、他国之女ニちなミ候者ヲ科ニ行候儀、元來日本之法ニ無之事ニ候、乍然対州之儀ハ貴国と界ニ構へ、代々誠信ヲ以申通所ニ、貴国ニ而大禁ニ被成候儀ヲ能々存日本之法ニ無之候而、男女之交ヲ心まかせニ致させ可申様無之候故、兼而嚴鋪申付候事ニ候得共、死罪と申程ニハ難行候、総体其国之風俗時勢ニヨリ刑罰之輕重大小有之候事、天下古今之道理ニ而候得ハ、他国之者ヲも是非ニ其国之法之通ニ行可申と申道理も有之間鋪候、仮ニ潜商ヲいたし候者ハ日本ニ而死罪ニ行候法ニ而候、人參之類ニ而も潜商いたし、斤数大分ニ候得ハ必定死刑ニ行候儀、每度之事ニ

儀、両訳二書七拙子へ宛候而、証文差出候様ニ仕候得と被仰聞候二付、奉得其意候由申上ル

二十二日の記事を見ると、捕らえられた白水は身に覚えがないと話していることが分かる。そこで、三郎左衛門は龍田に対し、十月の何日に入館したのかを訳官使に書き付けさせ、提出するようにと命じている。

同（正月）廿五日

一去ル廿二日ニ三郎左衛門殿被仰聞候女事之証文之儀、後証ニも可罷成候間、拙子両使江申談証文差出させ候様被仰聞候、依之此程両訳へ申達置候処、証文一封嘉勢傳五郎ヲ以遣之候二付、請取之置証文此所ニ記之

二十五日に通詞の嘉勢傳五郎を介して提出された「証文」の和文は以下の通りである。

右之科人館内江出入いたし候儀、幾度と申数も無之事ニ候処ニ、丁亥十一月廿八日招キ入可申と致候処ヲ番之者ヨリ被捕候、右之女口書之内二十月十一月之間両度致入館、三度日夜中石垣ヲ越可申と存候節被捕候段白状致候、然上ハ科人も可申逃様無之存候

これを見ると、女性は捕まる以前にも二度にわたって倭館へ出入りしていたとある。この証言があるからには、「科人も可申逃様無之」とあるが、これと前後して対馬にある知らせがもたらされた。

【二月の経過】

一月二十四日に龍田へ届けられたのは、一月十日に五代將軍・綱吉が逝去したという知らせであった。二月三日には訳官使にも訃報が伝えられ、藩主は弔問のため江戸へ向かうこととなった。

同（二月）三日

（中略）

一両訳申入候ハ、^{（開之）}□氏之儀ニ付、朝廷ヨリ之御書翰被差渡候ニ付、先頃可差出と申上候へハ、か様之儀ニ付終ニ朝廷ヨリ書簡被差越候例無之ニ付、差出候事無用ニ仕候得、是非此一件之儀不申上候而不叶儀ニ候得ハ、御書翰之趣ヲ口上書之真文差上候、尤御年寄中御聞届被成候而、其御返答ヲ被仰聞候節、朝廷ヨリ之書翰之儀ハ無抛儀可有之候ニ付御取上ケ不被成候、御書翰之趣口上書ニ仕候而差出候故、口上書之趣ニ付而御返答被成候得ハ、御書翰ヲ御披見被遊候同前ニ候と有之候様ニ御返答被成被下候へかしと、崔同知心入之趣蜜ニ申聞候、右之段々三郎左衛門殿へ申上候、尤肅拜之願并カクセイ之儀ハ、翌三日以書付猶更御年寄中へ差出ス

三日の記事を見ると、対馬藩は礼曹書簡を受け取らない方針であることが分かる。これに対し訳官使は、書簡の内容を口上書として差し出しているため、口上書に対して返答し、「御書翰ヲ御披見被遊候同前ニ候と有之候様ニ御返答被成被下候へ」と内談を行っている。

ところで、対馬藩での騒ぎが倭館へ伝わったのは、二月に入ってからのことであった。『毎日記』²⁰をみると、対馬船が五日に倭館に到着したことが確認できる。

後之様子ヲ書伸、右之書簡此度一所ニ差出之、科人ヲ同罪ニ被仰付候様ニ可申達之旨被申付候得共、此度御慶御使者ニ罷渡候而、御慶之儀得と仕舞不申候内一所ニ差出候段、如何存中宴席之節差出シ可申と奉

存候処ニ、裁判被申聞は、右之書簡差出候而ハ貴島ニ殊外さわり候事御座候間、先右之段口上書を以申入、委細御論談之上御返答可有之候間、其後如何様と成り共いたし候得之由被申候、尤如何様之訳ニ而ケ様ニ被申候哉、得と合点も不仕候得共総体交隣之道ハ書簡ヲ往復いたし、心底ヲ申通シ候事ニ候得ハ、書翰ヲ招候様ニとも有之間鋪事ニ被存候、他邦へ使者相勤候者ハ被申付候趣ヲ先申達、返事ヲ取罷帰候儀、古今不易之理ニ而御座候、若も書簡ヲ差出し候事も不罷成、御返答も不承候而、我々帰国之節、返事可申様も無之十分致難儀候段、委細不申入候而も御推量も可有之と奉存候、先礼曹ヨリ被申越候書翰之心持ヲ書付、兼而御相談之資と奉存候差出候、得と此趣御了簡被成、早速御返答被仰聞、右之科人ヲも法之通ニ御正シ被成、両国之法禁、向後共ニ嚴鋪相立候様ニ被成候ハ、万々大慶ニ可奉存候、以上

己丑正月日

崔同知印

韓僉正印

口上書によると、館外で捕まった朝鮮人の男女はすでに事件の詳細を白状しており、この二人と日本人を対決させ、同罪（死罪）にするよう館守へ伝えたが、館守はそれを承諾せず今に至っていることが述べられている。渡海訳官使は礼曹の書簡を持ち込んだものの、「御慶之儀得と仕舞不申候内一所ニ差出候段、如何存」じたため、祝事がひと段落ついた中宴席で書簡を渡そうと思ひ立ったという事情が説明され、対馬と朝鮮の「交隣之道」は書簡のやり取りによって「心底ヲ申通シ候事」で成り立っているので、早々に返答を聞かせるように、と締めくくられている。

翌日、龍田は三郎左衛門に呼び出され、次の書付の内容を渡海訳官使へ伝えるよう指示されている。

同（正月）十七日

一今朝三郎左衛門殿へ拙子被召寄、御書付一通御渡被成候、此趣ヲ口上ヲ以両使へ申達候様ニと被仰付ル、則御書付之趣爰記ス
白水源七と申者犯奸いたし候由、両訳書付ヲ以申聞候趣、初而令承知驚入候、嚴鋪制禁申付置候処ニ、法ヲ犯シ候由名差シ有之上ハ其俣ニ可差置道理無之、早速召捕ニ遣之、追而遂吟味申委細両訳へ可申候間、右之書付之趣承届候段、先両訳江可申聞候、以上

正月十六日

此御書付請取太廳へ罷出、両訳へ口上ニ而右之趣申達ス、尤源七儀田舎へ罷下居候ニ付、早速捕ニ被遣之候、已上

同（正月）十九日

（中略）

一白水源七儀、昨日召捕致上府候段、尤籠舎被仰付候儀両訳へ申届ル

家老たちは、名指しされた人物が「白水源七」だと判明すると、直ちに白水を捕縛する手筈を整えている。白水は一月十八日に捕らえられ、翌日には府中で籠舎を仰せ付けられた。

同（正月）廿二日

（中略）

一御屋鋪へ拙子被召寄、三郎左衛門殿被仰聞候ハ、白水源七儀、去々年十月之儀曾而其身不存候由承候、然ハ十月何日〳〵二入館仕候と申

れるのは前代未聞であるため、書簡を口上書に認め直し提出させるよう指示を行っており、夜には龍田と崔同知との間で相談が行われた。

右之通之御書付ヲ請取之、今夜ニ入太廳へ罷出ル、尤此程崔同知申聞候ハ、内談申度儀有之間、近日罷出くれ候様ニ申聞候ニ付□と存候、罷出候而物語仕候後、崔同知申出候ハ朝鮮表ニ而申入候カクセイ之儀、兎角此度申上ニ而可有御座候由申聞候付、私返答右御書付之趣ヲ以テ申達候得ハ、崔同知申候は、被仰聞候一々承知仕候、此一事件之儀不申上候而ハ身分立かね、帰国仕候節朝廷方へ之申分ケ無之時ハ我々一命も無之と申物成行可申候得ハ、難儀千万ニ存候、此段御聞分ケ被下候而、申分之道筋立候様ニ御取持可被下由申候ニ付、拙子返答ニ各決定之上ニ而之儀ニ候ハ、取次申間鋪共府被申候間、御書簡之趣口上書ヲ被致候而被差出候ハ、差上候様ニ可致候、口上書ヲ被差出候分ハ苦ル間敷哉と存候、尤被差出候節、科人之名ハ別紙書付封シ印判ヲ突可被差出候、左様ニ無之候而ハ不慮ニ可有之候由申入候得ハ委細承申候、愈口上書ニ仕候而差出可申候、科人名別紙ニ書付可申之由申聞ル、右之科人名、朝廷ヨリ之御書翰之内ニ有之由承り候故、右之通挨拶仕ル

話し合いを行ったところ、崔同知は書簡を口上書に認め直して提出することに同意したが、交奸事件の件を対馬藩に伝えないうままに帰国することになれば「身分立かね」「一命も無之」ほどの厳しい咎めを受けることになる。龍田は打ち明けている。龍田は交奸を行った「科人」の名前が「朝廷ヨリ之御書翰之内ニ有之」ことを知り、科人の名は別紙に書き付け、封印をして差し出すよう求めている。

同（正月）十六日

一太廳へ罷出候処、崔同知申聞候ハ、今度□^{爾カ}氏之儀ニ付朝廷ヨリ書簡持渡候付差上可申と存候へ共、ケ様之儀ニ付而終ニ朝廷方ヨリ書簡被差越候例無御座候付、書簡之文句口上書ニ仕り差出候ハ、御取次可被下之由被仰聞候ニ付、則口上書ニ仕差上之、朝廷ヨリ此一件之事ハ深く被申付候得ハ、無扨ニ申上候、尤科人之儀ハ御詮議之上ニ而如何様ニも相済可申候へとも、我々帰国仕り朝廷へ申述候道筋立不申候而ハ、身分共之衆ニ拘り難儀千万ニ候仕合ニ御座候間、何分ニも宜様ニ被仰上可被下候、此段偏ニ頼入候と両訳申聞口上書ヲ相渡候ニ付、何分ニ可有之候も何計候、先請取差出可申之由申入候而、口上書請取之罷帰り、直ニ御屋鋪へ持参仕、両訳差上候口上書ヲ三郎左衛門殿へ差上ル、尤右之趣於九老之間ニ^{家老、平山右衛門}直右衛門殿・三郎左衛門殿・^{家老、樋口左衛門}佐左衛門殿・^{家老、杉村頼母}頼母殿御列座ニ付、論談之次第有増申上ル、尤両使差上候書付爰ニ記之

話し合いの二日後、崔同知から口上書が提出された。龍田はこれを受け取ると、その足で三郎左衛門をはじめとする家老たち¹⁹が集まる屋敷へ向かい、口上書を提出し、話し合いのあらましを報告している。口上書の和文は以下の通りである。

右之和文爰ニ記之

々先頃貴国之人、我国之女ニ交奸いたし、館中へ不往來仕候処ニ、右之女召捕致拷問候処ニ、一々白状仕、致媒候者も委細ニ致白状候故、名指之科人右之女と一処ニ対決之上、同罪ニ被申付候様ニと館守へ申入候得共、館守一分之了簡ヲ以断決難被仕候而、段々相延尔今埒明不申、今度我々渡海之節、朝廷ヨリ厳被申付、其上礼曹ヨリ書翰ヲ以前

一御用有之ニ付、御屋鋪へ罷出候様と三郎左衛門殿ヨリ被仰下候付罷出候処ニ、三郎左衛門殿被仰聞候ハ、去ル五日大廳へ島雄八左衛門を見廻被罷出候処、崔同知ハ左衛門へ□氏之儀ヲ申出候、因茲此度御吟味ヲ科被遂と被思食候、尤和館ニ而裁判へ□氏之儀、渡海之而使噲仕候節、貴殿論談被致候次第御用記録書載被仕候ヲ被差出各見聞仕候、兎角□氏之儀ハ御札シ可被成候条、先貴殿今日大廳へ被罷出候而、崔同知と論談可被仕候、依之御書付忝御渡被成候間、此書付ヲ味候而論談仕候様と之御事ニ而、御書付一通請取之記ス

この記事によると、一月五日に「島雄八左衛門」¹⁸が見回りのため大廳へ向かったところ、崔同知から交奸事件についての話を切り出されたという。龍田は、倭館での渡海訳官使との論談の内容を藩に報告しており、家老の杉村三郎左衛門から書付の内容をもとに崔同知と交奸の件を話し合うよう指示されている。三郎左衛門から龍田へ送られた指示の内容は次の通りである。

覚

朝鮮表ニ而崔同知方ヨリカクセイ之儀委細拙者へ被申聞候ニ付、其節存寄之趣申入置候通、是非相正シ不被申候而不叶儀ニ被存候ハ、追而何様ニも被申分ハ可有之事ニ候、今度御嫡子成之為御祝事、目出度使者ニ被罷渡候処ニ、両国之制禁ヲ犯し候者を御正シ被成被下候様と被申達候段、此節ハ甚不相応之儀と存候、ケ様之目出度時節ハ赦ヲも被行候程之事候処ニ、科人ヲ乞被求候段不当事候、譬ハ貴国ニ太子成相濟候刻、御祝詞之使者不差渡候節、ケ様之儀申越候ハ、快ク可被存事ニ候哉、兎角此節ハ先指留被申、是非不申正候而不叶誤ニ候ハ、追而いか様ニも可被申聞事之旨申入候得ハ、此節ハ先此沙汰相止メ、目

出度対州へ渡海之儀可申談由被申止、其後如様共噲不被申聞候故、弥此度ハ不被申出事と相心得居候処、頃日島雄八左衛門拙者へ咄申候ハ、先頃太廳へ参候刻、カクセイ事ニ付而礼曹ヨリ之御書簡被持来候由、御自分ハ左衛門へ噲被申候、いか、拙子存知候哉と尋申候而、御書翰被持渡候段初而承驚人候、於朝鮮申談候刻、此節ハ被申出候事被相止候事と存候、持渡被申事ニ候ハ、如何様之誤ニ而不持渡候而、決而不叶誤ニ候故弥相止メ申事は不罷成候と之儀可被申聞事ニ候処ニ、朝鮮表ニ而ハ不申出心入ニ被申聞、爰元へ被持渡候段難心得候、乍然朝廷方ヨリ之命ニ候故、難黙止被存候而、是非不申出候而不叶儀ニ決定被仕事ニ候ハ、口上書ヲ以成共可被申聞事ニ候、ケ様之儀ニ付、礼曹ヨリ終ニ御書簡ヲ以申来候事も無之様ニ承及候故、不計被差出候而も取次難差出候、尤直ニ被差出候共御書簡ヲ被差越候義、夫々之手筋有之、写等執政中迄差出内見之上別条無之候ハ、前々格式も有之候故、其格式ヲ外シ請取可被申答ニ無之事ニ候間、愈不計被差出事ハ如何ニ候、乍然朝廷之御心入ヲ不被申通段難儀ニ被存候而、礼曹ヨリ之御書簡之趣口上書ヲ以被申聞候は執政中迄拙子取次可申談候、尤両国被仰合之事ニ候故、執政中被承道筋立たる事と被存候ハ、披露有之御誠信之事ニ候故、幾重ニも詮議有之可被相正事と存候、不計被申出候而ハ、御当地ニ決而不被存事候故、各申分無十方事之様ニ被存候而ハ如何ニ候、拙者儀ハ両国之間役儀ヲ相努ル事ニ候故、此段御内談申入候、如何被存候哉、存寄又々承度候旨可被申達候、以上
正月十四日

これによると、三郎左衛門は慶事の使者として対馬へ渡つたにもかかわらず、両国の制禁を犯した者を差し出すよう求めるのは「甚不相応之儀」であると批判している。また、交奸事件によって礼曹から書簡が差し出さ

離れた内容であった。

〃渡海訳官崔同知・韓僉正并訓導申聞候ハ、我々儀東萊ヨリ申聞候ハ、此程朝廷ヨリ東萊へ伝令を以被申越候ハ、去冬館外ニ而召捕候女事未相済候ニ付、幸今度訳官罷渡候付、対州へ別紙を以被仰越候間、相手之儀御出被成候様ニ申越候得之由伝令下り申候、就夫東萊我々へ被申聞候ハ、此儀ハ度々両訳を以館守へ申達候得共、御承引無之候ニ付、其通都へも申達置候処ニ、又々伝令下り右之通ニ申来り候、然共館守へ可申進様体も無之候へ共、朝廷ヨリ申来候を中途ニ而差留候儀も難成候間、一応右之通館守・裁判へ申達、御了簡之通承之候様ニと被申候由申聞候付、拙者返答ニ申入候ハ、此女之儀于今相済不申候哉、此儀ハ度々御返答ニ被申進候日本人相對仕たるにても無之、館外ニ而朝鮮人夜廻リ之者召捕たる事ニ候へハ、取揚可申儀ニも無之候ニ付其節其通ニ返答仕候、然処ニ此度別紙を以可被仰越之由、朝廷方思召入とも不被存候、東萊ニも能々御了簡可被成候、不埒成儀ニ候へハ、拙者方へ折合不申候、假令対州へ被仰越候共、拙者ヨリ不申越儀を家老衆取揚可申とも不被存候、此度訳官之儀ハ対州嫡子成、格別之為嘉儀被差渡候処ニ、ケ様成凶事之儀を可被仰越之儀、朝鮮之儀ハ不存候へ共、日本之儀ケ様之祝詞又ハ先祖之法事抔仕候節ハ極罪之者も差免申事ニ候、然所ニ此度之訳官ニ右之段可被仰越之儀、朝廷方ニハ爰（虫損）□□（虫損）次第、得と御存知被成、何分ニも可被仰越と存候、□□（虫損）東萊御了簡ニ可有之儀ニ候、都表御返答之儀ハ、此方ヨリ御差図可申様も無之儀ニ候、何分ニも東萊ヨリ宜御了簡被成可被仰越儀と存候由、右三人返答仕候処ニ委細承届候、御了簡之通東萊へ可申達由返答仕ル

朝鮮朝廷は交奸事件が解決したとは見なしておらず、今回の祝事で渡海

訳官が対馬へ渡る際に、相手の日本人を差し出すよう求めてきたのである。館守はこれを「朝廷方思召入とも不被存候」と不信感をあらわにし、日本では祝事や法事の際に恩赦を行うことはあっても「凶事」を持ち込むことはないと言議している。

さらに、裁判である龍田権兵衛の日記『裁判記録』¹⁵を見ると、同日の暮方には、彼の元へも渡海訳官使兩名と両判事が訪れ、交奸事件に関する話がなされたという記事が確認できる。龍田は渡海訳官使の送迎を行う裁判として倭館に派遣された人物であり、朝鮮側は出発を目前に控えたこの時期に、館守と裁判へ事前通告を行ったと考えられる。

そしてついに、十二月十日には国元から館守へ渡海訳官使が持ち渡る書簡の文面に問題がないため、出発するよう指示があった。十八日には訳官使一行が乗船し、朝鮮から対馬へ向けて渡海訳官使が派遣されたのである。

第三節 対馬における交渉

崔同知・韓僉正をはじめとする総勢八十七名の渡海訳官使一行は、十二月二十日に対馬へ到着し、二十五日には府中に入った。この時、朝鮮側はかねてからの予告通り、「礼曹」¹⁶が発給した交奸事件に関する書簡を持参していた。訳官使の対応を行った龍田の業務日誌『裁判記録』¹⁷には、その交渉の様子が記録されている。

【宝永六年 一月の経過】

交奸事件に関する記事が最初に現れたのは一月十四日のことである。

同（正月）十四日

二而無御座候而ハ、何事も難相進または達事ニ御座候、此儀は幾重ニも御理申上候、囚人同類古館ニ罷有候由口書ニも相見へ申候、随分詮議を詰、重而館近辺不罷越候様ニいか様ニも申付様御座候、盗人之儀ハ災を仕たる者之儀ニ御座候得共、右申上候通其夜之番人命ニも構リ可申儀も難計候、大勢之者御介被成儀ニ御座候間、幾重ニも御了簡被成被下候様ニ偏存願候由申聞候、又々拙者申入候ハ、被申聞候通承届候、併□盜之儀数度之儀ニ候へハ、其分ニも難差置候間、弥囚人其外同類共急度詮議被致、彼者共申分急度此方へ申聞候様ニと申渡ス

館守は「ソソユソギ」の仲間を捕らえて捜査を行い、東萊府へ届け出るよう求めた。訓導はそれを「もつともだ」と納得するも、東萊府に届けた場合、その夜の倭館の番人や両判事など、大勢の人間がどのような咎めを受けるか分からないと訴えている。館守はこの事情を汲み、「ソソユソギ」とその仲間の捜査を行うことと引き換えに、東萊府への報告は行わないことになった。

この二日後、再び訓導が館守のもとを訪れているが、その際、渡海訳官使の「崔同知」¹³と「韓僉正」が同席している。これは、五代藩主である宗義方¹⁴の嫡子である彦千代の誕生祝いと、藩主の江戸からの帰国祝いを兼ね、朝鮮から対馬へ向けて渡海訳官使の派遣が決定していたためである。

一同(十二月)四日、晴天、真西風

(中略)

々渡海訳官崔同知・韓僉正并訓導罷出、訓導申聞候ハ、一昨日被仰聞候朝鮮人盗人之儀、昨日詮議仕候処ニ、彼者申候通古館へ同類有之由申聞候付、彼者召寄候を吟味候処ニ、去年已来ヨリ同前二館ニ盗ニ入候

(八)

段白状仕候、此儀ハ別差同列ニ罷上り御詫可申上儀、本意御座候処ニ、今日入右之手本之儀、時節之儀ニ御座候へハ、早速罷帰東萊へ手本仕候、然ハ彼者共儀ハ盗人ニ其紛無御座候付、東□^(虫損)へ御届被成候ハ、死罰ニも可被行候へ共、其首尾至□□□□^(虫損)申上三□儀并守門番人何分之科可被行儀も不相知候、左様御座候而ハ大勢之者至極難儀仕候、其上我々只今迄別条なく相勤来候処ニ、此儀東萊へ御届被成候而ハ、我々至不首尾千万ニ罷成候、御手前様御心一つを以守門番人二至大勢介り申事ニ御座候、何分ニも御了簡被成可被下候、彼者共儀、重而館内へ入来不申候様ニ急度追放可仕候、此度之儀ハ幾重ニも御詫申上候由、達而申聞候付、拙者返答ニ申入候ハ、彼者共儀此所計之事ニ而も無之、去年已来ヨリ度々館内へ盗ニ入、其上同類等も有之、旁重科之者ニ候処、東萊へ御届申入、急度御仕置被仰付候様ニ不仕候而不叶者ニ候へ共、左様候而ハ両訳至極及難儀、其上所々番人大勢之者難儀ニ及候由、達而理り被申聞候付、此度之儀ハ对州格別之御祝詞ニ而、訳官も被召寄、近々出船砌之儀ニ候故、科人等大勢之者共何角詮議ニ及候段如何敷存候付、此度儀御祝詞之訳官ニ対し差免候、右盗人并同類之者、急度遠方へ追放可被致候、万一右之内亦々盗等ニ入候ハ、急度東萊へ届之、両訳ニ至り及迷惑候様ニ可仕候間、弥堅被申付候様ニと申渡候処ニ、弥早速遠方へ差越可申候、万一重而館ニも入候ハ、我々儀何分ニも被仰付候様ニと金正返答仕ル

前述のように、今回の訳官使派遣は嫡子誕生祝いの「対州格別之御祝詞」であった。出船が間近となった今、館守はこの不祥事を表沙汰にせず「御祝詞之訳官」に免じて盗難事件の犯人を遠方へ追放することに合意し、事件の解決を図っている。

しかし、次に渡海訳官から切り出されたのは、およそ「祝詞」とはかけ

而焼酎少・宴席膳部之品杯盜取申候、夜前盜二入候次第は、暮方ヨリ外太庁隠レ居、夜二入丑之刻時分宴席門脇之塀を越、副特送使荷押物房内物置之あげさま（孫問、密方）を放シ内二入、香袋壺・帷子壺・木綿地半壺・木綿合羽壺・切鱈入壺・多葉粉卷壺・干魚十枚取出候、夫ヨリ台所へ参り、又何ぞ盜出し可申と存、囲炬爐之火をふり立候節家来之衆見合、盜人ニ而可有之と申候而召捕候付、盜人ニ而ハ無之候、女を連參候間、差免くれ候へと申候へ共、胡乱ニ有之由にて、則繩を掛被申候、同類之儀御尋被成候、一兩年已来キミユチユキ・キミヲクリ・キミヲリミと申者共と申合候へ共、右之所々へ盜二入候節ハ、毎度私壺人計忍入申候、右三人之内キミユチユキ・キミヲクリハ古館罷有候、去年三月已来方々へ盜人入候段御尋被成候、定而右三人之内たれそ為罷越ニ而も可有御座候哉、私儀ハ右申上候所々ヨリ外へハ曾而参り不申候、此外別而申上候儀無御座候、以上

十二月朔日

（中略）

口書

私儀台所へ臥り候処ニ、此晦日夜八ツ時時分台所へ人音仕候付、起合見申候処ニ、いろり之火をふり候二付、役人ニ而も候哉と言葉を掛候へ共返答無之二付、心を付申候処ニ朝鮮人と相見へ候故早速召捕、主人并役人呼び、兩人共即刻被罷出被召捕申候候、尤私捕候節、彼者申候ハかくせい（頼城、遊女）召連来候間、恩密（密）ニ成候様ニと申候、別而同類も相見へ不申候、以上

十二月朔日

古村甚兵衛内

忠兵衛印

捕らえられた「ソソユソギ」は、前年の三月ごろと五月ごろ、そして今

回と三回にわたって倭館で盗みを働いたと白状している。今回は深夜に宴席門の脇の塀を越え、古村甚兵衛の荷物を物色したのち台所に回ったところを、台所に就寝していた甚兵衛の家来・忠兵衛に発見された。忠兵衛は当初、彼を役人かと思いい声をかけたが返答がなく、注意してみると朝鮮人であったため捕らえた。その際、「ソソユソギ」は「女性を連れてくるので隠密にしてほしい」と頼んだという。このように、朝鮮人が日本人と接触し、朝鮮人側に何らかの不都合が生じた場合、女性がその見返りとして差し出されることが往々にしてあったと考えられる。

そして翌日、訓導が入館し、この事件の話し合いが行われた。

一、同（十二月）二日、晴天、西風

（中略）

夜前囚人之儀ニ付今日訓導召寄候処、訓導申聞候ハ、朝鮮人昨夜御兪官衆方へ盜二入候付被召捕、以伝五郎被仰聞之趣承知仕驚入候、囚人之儀ハ足をも不見出候様ニ仕置候、夜前早速参上仕此段可申上候ニ、夜更候付参上不仕候由申聞候二付、拙者申渡候ハ、盜之儀夜前計之儀ニも無之、去年已来ヨリ度々盜二入候由申出、殊同類之儀も二・三人古館へ居申候由口書ニも相見へ候間、右同類之者共其方へ召寄急度詮議被致、其段可被申聞候、其上ニ而東萊へ可相届と存候、東萊之儀兼テ承候ニハ、御仕置被入御念候様承及候処ニ、ケ様之人數多館近辺ニ被召置候段不届之儀存候、両訊ニ至不沙汰千万ニ存候、兼々申付緩ニ有之故と被存候、右同類等詮議之上東萊へ相届可申候間、急度遂詮議候様ニ申渡候処ニ、訓導返答ニ申聞候ハ、被仰聞候通一々御尤千万ニ奉存候、囚人之儀同類共詮議を詰、其上にて東萊へ御届可成由、左様御座候而ハ、三所兵（レシヨヘツギ）伏并守門其夜之番人、いか程之科可被申付も難相計、其上我々ニ至、何之呵ニ逢可申も不存候、兎角我々儀は、御影

能々御了簡被成、都表へも宜被仰越被下候様ニと存候、右之段具ニ東葉へ申達候様ニと両訳ニ申聞ル

前任の両判事は倭館に到着する対馬船数の報告ミスの責任を負い、二月九日に別差、三月七日に訓導がそれぞれ交代している。そこへ現状の対処では不十分であるとして、今一度相手の日本人を同刑で裁くよう、朝鮮朝廷から新両判事へ指示がなされた。これが聞き入れられない場合、渡海訳官使¹¹を派遣する際に国元へ申し入れるとも言い含められているものの、館守はあくまで女性が館内に入っておらず、日本人が立ち会っていないなかった点を繰り返し主張している。もしも訳官使派遣の際に書簡で直接国元へ申し入れるとなつては、両国の関係に差し障りが出るため、よく考えた上で朝廷へ報告するよう求めている。

々又々両訳ニ申入候ハ、右一件之儀、両訳ニも拙者へ再扁申聞ニ不及儀と存候へ共、東葉差図ニ付難差置候付、申聞候段申分ケ之上ハ急度呵可申様も無之候、乍然ケ様之儀前々例無之儀共東葉何分ニ被仰候とも、例無之事ニ候へハ幾度も兩人急度申可開所ニ、先訓導・別差代ニ事済候儀を又々申聞候段不届千万ニ存候、両訳儀対州ヨリ御厚恩ニ被仰付候もケ様之無筋儀共違脚ニ不及様ニ取持候為ニ結構ニ被仰付儀ニ候、然処ニケ様無筋目儀とも申開等不成儀ニ候へハ両訳役儀^(誤)□不相勤儀と存候、向後ケ様ニ無計方儀申聞事ニ候ハ、対面致間敷候段申渡ス、扱又通詞諸岡助左衛門へ申入候ハ、呉正・金判事儀昨今罷下候故前々之様子疾と存無之事ニ候、假此儀申出候とも伝五郎・助左衛門儀ハ、前々之様子疾と被存たる事ニ候処ニ、兩人ヨリ両訳江申達様不宣候哉、又々拙者へ右之一件申聞候儀共、伝五郎・助左衛門申達候様悪敷故と存候、向後ケ様成無筋儀共申出候とも、兩人方ニ而とくと両

訳ニ致合点候様ニ申聞可然由申渡ス

さらに、前任の両判事の頃に解決していた問題を掘り返すのは「不届千万」であり、今後このような「無筋目」「無計方」ことを報告すれば対面しないと言いつ渡している。また、通詞へ事件の事情を知らない新両訳へ説明を行い納得させるよう指示を行っており、この対応が対馬側にとっては功を奏したのか、しばらくの間、事件に関する記事は『毎日記』上には見られない。

【十二月の経過】

十一月晦日、朝鮮人「ソソノギ」が倭館に盗みに入るといふ事件が起こった。翌十二月一日には口書が提出されており、この日の『毎日記』¹²には興味深い文言がみられる。

一、戊子十二月朔日、晴天、西風

(中略)

々副特送使荷押物古村甚兵衛罷出申聞候ハ、夜前私房内へ朝鮮人盗入、則召捕繩掛置候由遂案内候ニ付、家来等相附、念入被置候様ニ申渡ス

々右同断ニ付、御徒目付福嶋源兵衛・春田源五郎・御徒横目小嶋新四郎并通詞嘉瀬伝五郎、甚兵衛方へ遣之、盗入候朝鮮人并家内者口書為致差出候様ニと申渡ス、則口書為致持参仕候付、左記之

ソソノギ口書

去年已来館内ニ盗人有之候段、御吟味被成候付有体ニ申上候、去年三月比、町御代官神宮十蔵房内へ忍入、白米三丸・木綿袷盗取、其後五月比第一船正官人房内ニ而、飯鍋壺・塩壺盗取、同都船主房内ニ

々両訳又々申聞候ハ、先頃館外ニ而捕候朝鮮人歩将并女之儀、前々ヨリ日本人相手取仕候例無之二付、右両人之儀斬罪ニ可申付候哉、又ハ流罪ニも可申付哉之由、都表へ可相伺候処ニ都表ヨリ申来候ハ、此度之儀前々例無之候とも釜山浦・館守・裁判致対談、急度吟味を詰、双方同罪ニ申付候様ニ申来候、其段不埒ニも候ハ、対州へ書簡を以申達、是非相極候様ニと都表ヨリ申来候段東萊ヨリ被申聞候ニ付、返答ニ申入候ハ、被仰聞候段委細承届候、乍然日本之儀科人ニ慥ニ相知候上、段々吟味を遂申事ニ候、此度之儀日本人相对不仕事ニ候へハ急度吟味可遂了簡無之儀ニ御座候、勿論都ヨリ御差因之由被仰聞候へ共道筋有之儀ニ候ハ、都ヨリ御差因迄も無之、東萊・釜山ヨリ被仰聞候とも誠信之儀ニ候へハ、急度詮議可致儀ニ候へ共右之通吟味可仕抛無之儀ニ候故、此段之儀御指図ニ難任候、右之旨東萊へ宜申達候様ニと両訳へ申入ル

これをみると、館外で捕らえられた朝鮮人はこれが初犯だと主張している。館外で未然に捕らえたため斬罪にすべきか、流罪にすべきかを朝廷に問い合わせたところ、釜山浦・館守・裁判とて話し合いを行い、捜査を行つたうえで双方の罪人を同刑で裁くようにと指示されている。手続きが行われなかった場合、書簡で対馬本藩へ指示を仰ぐと示唆されているが、館守はこれに対し、捜査すべき根拠がないため、指示を受け入れることができないと東萊府へ伝えるよう返答している。

さらに四月十三日、館守へ再度捜査の催促が行われている。

一同（四月）十三日、晴天、北東風

（中略）

々両訳又々申聞候は、先訓導・別差代ニ御聞被成候、先頃之女事一応御

手前様へ東萊被申達事相済、宜都表江被致注進候処ニ、此程都ヨリ又々東萊方へ申来候は、此一件之儀兎角只今之分ニ而ハ不相濟事ニ候間、今一応館守へ申達日本人同罪ニ申付候得、若又御承引無之候ハ、対州へ訳官差渡候節、書通を以成共可被申入旨、都ヨリ申来候由東萊被申候旨両訳申聞ル、此儀ハ前以東萊ヨリ御自分様へ被申達候へ共御承引無之、殊ニケ様之儀以前も有之候節、日本人相手被差出候例無之候ニ付、事相済ス都へ被致注進候処ニ、東萊之儀少々呵分ニ而都表ヨリ又々申来候、此儀ハ東萊ハ不申及、我々至も再扁難申出儀ニ候へ共都表ヨリ右之通ニ申来候付、無抛此段被申越候由申聞ル、拙者返答ニ申入候ハ先訓導・別差を以東萊ヨリ被仰聞候ニ付、其節御返答申入候而事相済居候処ニ、又々此一件可仰聞候、此儀ハ先達而御返答ニ申入候通、館内ニ女を入レ申たるニても無之、館外ニ而、殊日本人曾而不立逢事ニ御座候、以前古館之節館内に数日女を入置、相頭候節も元ヨリ朝鮮人致手引館内ニ入申たる事ニ候故、其方ヨリ兎角ニ被仰掛も無之、勿論此方ヨリ相手も出不申事相済候、増而此度之儀朝鮮人女を館ニ入レ可申と仕候を、館外ニ而朝鮮人召捕相頭たる儀ニ候へハ、相手之儀不相知事ニ候、右之通先々相済来候儀、拙者当役ニ至先例無之儀共御請難申候、勿論都ヨリハ何分ニも被仰越候共、此段東萊御了簡被成、都表之儀宜被仰遣被下候様ニ、於此儀ハ幾度被仰聞候共御理申入候、扱又訳官渡海之節、書通を以可被仰達との儀、是又難落着存候、爰元之儀何扁館守東萊申談、事済候訳ニ候処ニ、直ニ対州へ可被仰越との儀、何とも難落着儀共ニ候、左様候へハ館守役・東萊御役も無之候而も相済可申哉、殊ニ此度之一件末々之無計方仕形ニ候処ニ、対州ニ書通可成との儀覚語ニ不及儀共ニ存候、勿論於対州も取上可被申とも不存候、左様ニ朝鮮ヨリ法外御用イ候ハ、此方迎其訳ニ罷成可申候、左候而ハ末々何分之違脚出来可申も難量候、此段東萊

今日両訳致入館、加瀬藤五郎方へ罷出申入候ハ、先月廿九日之夜、南浜構ヨリ朝鮮人女、歩将召連、館内ニ入レ可申と仕候を守門番人夜廻り之節見逢、翌日東萊へ遂案内候二付、右兩人共ニ被召捕、則籠舎被申付、其已後為拷問候処ニ館ニ申合候仁有之候由申出候間、此段館守可申届由両訳申候へ共、藤五郎・助左衛門申候ハ、其夜日本人立会申たる事ニも無之、証拠も無之儀、うかつニ被申達候ハ、却而両訳越度ニ可罷成候間、敏と其方遂吟味、追而如何様共被申達可然由申入候へハ、左候ハ、今日ハ沙汰なしニ可仕由、両訳致合意、此方ニ而も其段噂不仕候、両訳婦候以後、藤五郎・助左衛門此方へ右之首尾申聞候へ共、両訳方ヨリ不申達儀ニ付、拙者ニも不承分ニ仕罷有也

両判事から日本人通詞へ伝えられたのは、十一月二十九日の夜、見張りの者が倭館へ侵入しようとする朝鮮人の男女を捕らえ、取り調べを行ったところ、館内の日本人と約束があったことを白状したという内容だった。この報告に対し、日本人通詞・加瀬はその場に日本人が立ち会っていないか、この点を強調した。この問題を館守へ報告することは、そのまま国際問題となることを意味するため、館守への報告は証拠を固めてからという通詞の意見に朝鮮側も合意している。しかし、翌日にも訓導が通詞のもとを訪れ、東萊府から事件を館守へ報告し調査を行うよう指示があったと報告しており、十六日には実際に館守への報告がなされた。

一同(十二月)十六日、晴天、西風

(中略)

々両訳致入館、拙者方へ罷出申聞候ハ、先月廿九日之夜南浜構ヨリ朝鮮人男老人、女を館内ニ入レ可申と仕候を、守門番人夜廻之節見逢、東萊へ遂案内候二付、右兩人共ニ召捕被致吟味候処ニ有体ニ白状仕候

故、其俣難被差置、都へ被致注進候ニ付此段御耳ニ入申候、勿論東萊ヨリ此段申達候様ニトハ不被申候へ共、注進被致候様子、風説ニも御聞可被成と奉存、内々ニ而御知申上候由申聞候ニ付、拙者返答ニ申入候ハ、東萊之儀兼而承及候ハ、万事御仕置之儀詳ニ被仰付候由承届候処ニ、右之通朝鮮人不届成仕形之段、常々東萊被仰付不宜候故と被存候、其方御下知不宜儀、何分之了簡ニ而我等へ申聞候哉と相尋候処ニ、両訳申候ハ、拙者儀館中下知仕候故、為心得申聞候通又々申聞候故、委細承届候、其元之儀際木等少ニ而も日本人越候へハ何角被申事ニ候、増而館中之儀、石垣構之儀ニ候へハ、朝鮮人越可申と仕候段不届千万ニ存候、向後之儀堅左様無之様ニ、両訳ヨリ末々之者共へ急度申付置候様ニ申達候処ニ、委細承届候返答仕罷帰ル、拙者返答ヨリ彼方ヨリも何角と可申掛様子ニ有之候へ共、此方より館内之儀ニ曾而か、ハリ不申、彼方仕形不宜候段、再届申達候故、外之儀不申出也

両判事から事件の報告を受けた館守は、今回の入館未遂は朝鮮側の監督不行き届きが原因で起こったにも関わらず、なぜ倭館へ報告するのか、と切り返している。それに対し両判事は、館中の下知を行う館守の「心得」のための報告だと返答しているが、館守はあくまで倭館とは関わりがないこととして朝鮮からの捜査の要求を拒否している。

【宝永五年 一〜四月の経過】

さらに、宝永五年の『毎日記』¹⁰を見ると、一月晦日には朝鮮朝廷からの指示が届いている。

一同(二月)晦日、晴天、西風

(中略)

先其分ニ成り居申候、去年信使在江戸之内三使ヨリ崔同知を以被申聞候ハ、^{（誤カ）}、向後交奸いたし候者有之候ハ、死罪ニ申付可然候、此義朝廷之命を受来候故、若も及違難候ハ、登城をも不致、公義へ直訴可申候間左様相心得候様ニと被申、其趣短簡ニ相認被指上候、此方ヨリ御返答と成候ハ、元来日本之法ニ他国人と男女交奸いたし候とて死罪ニ被行候法無之候、乍然対州之義ハ他方とハ違候へハ朝鮮ニ而大禁ニ被成候をそのまゝにいたし置可申様無之、日本之法ニハ無之事ニ候へ共、朝鮮ニ対し永々流罪ニ可申付之旨、先年書付を以申入候事ニ候、只今公義へ直訴被成候とて死罪ニ行候処ニとハ決而不被仰付事ニ而、殊兩國交聘之御使者ニ御渡被成、ケ様之義被仰立登城可被相心坏と有之候ハ、至極不当事ニ存候へとも畢竟対州之処置疑しく思召所より直訴をも被成との事ニ候へハ御無用ニ被成候様ニと申候ても、逆も御信用有之間敷候間、其段は御勝手次第ニ被成候、兎角死罪ニ行可申との返答ハ決而不被成候之由被仰切、其旨大概返簡ニ相認被遣候所、左候ハ、此通りニ約條を御究被下候様ニと被申三ヶ条書付被指出候、其趣別而差支候事も無之候ニ付、弥其通りニ向後ハ被成之由ニ而双方約條之御取替し有之候、則別紙ニ写被遣候新定約條之事ニ候間、館中之者に何も約條趣得と合意仕り、交奸之義無之様ニ堅被申付候

右正徳二年二月、樋口内記へ遣ス

二つ目は、正徳二（一七一二）年の二月に、国元から館守である樋口内記へ送られた書状である。これによると、正徳元年に江戸へ派遣された通信使は対馬藩に対し、今後交奸した者は死罪にするよう要求している。要求が受け入れられない場合には、江戸城への登城を拒否し、將軍へ直訴を行うと迫ったが、最終的には「辛卯約条」と呼ばれる三か条の約条を締結することになったという。

辛卯

- 一、倭館出館強奸者、以一罪論断
- 一、和奸及強奸未成者、永遠流竄
- 一、女人自入館所淫奸者、以次律施行

右之書付信使記録之内ニ無之、考異子之内ヨリ写シ置ク

最後の記事は「辛卯約条」の条文である。この条文は信使記録のうちに記載がなかったため、『考異子』の中から写されたとある。

条文の内容は、①倭館を出て強奸した者は死罪、②和奸・強奸未遂の者は永久流罪、③女性が入館し、交奸を行った者はその他の刑罰を適用するというものである。これらの約条は、具体的にどのような交渉を経て締結されるに至ったのか、事件の経過を追ってみよう。

第二節 事件の発覚と倭館における交渉

事件の知らせが倭館へもたらされたのは、宝永四（一七〇七）年十二月四日のことである。この日の『毎日記』を確認する。

【宝永四年十二月の経過】

一同（十二月）四日、晴天、北穴西風

（中略）

ク両訳寒氣為見廻拙者方へ罷出候付、煮麵・吸物・御酒・菓子等出之、追付罷帰ル

ク右同断ニ付、通詞加瀬藤五郎・諸岡助左衛門、相勤ル

す具体例となつてしまった。これは結果的に、交奸事件に対する朝鮮側の危機感をさらに煽ることになつたといえよう。

それでは、その十年後に起こつた宝永四年の事件はどのような経過をたどつたのだろうか。『分類紀事大綱』にある三件の記事をもとに、事件の概要を確認してみよう。

交奸一件

一先月廿九日之夜、南浜之構ヨリ歩將朝鮮女を召連、石垣を越入館可致と仕候を、守門番人夜廻り之節見合、東萊へ遂案内候二付、早速兩人共ニ召捕籠舎ニ申付たる由二候処、去ル五日両訳致入館、返事加勢藤五郎・諸岡助左衛門方へ罷出、右之首尾何角申掛候へ共、日本人立合不申館内江入り候二而も無之候故、取上不申貴殿江も不申達候処、去ル十六日両訳用事有之由二而貴殿方へ罷出、彼女之次第返詞を以申達候付、返答ニ被申聞候ハ、当東萊之儀ハ万事御仕置方審ニ有之段内々承及居候処、此度之仕形ニ而存候へハ、常々之被^{御之}付様不宜故と被存候、其上両訳之下知緩かせ成ル義を不心得候而、何分之了簡ニ而此方江申聞候哉之由被申入候処ニ両訳申候ハ、此段東萊ヨリ被申達ニ而ハ無之候得共、御手前儀館中之行規も被成候故為心得申達候由申候付、貴殿返答ニ此事曾而館内江不抱事故取合不被申候而彼方之仕形不宣候段、再三被申聞候得ハ、両訳も外之事不申出罷歸候由、定而最早又々可申出様子ニ無之由ニ候得共、東萊聞通り、如何可有之哉之由委細紙面之趣承届候、先ハ当分不及異論相濟一段之事情、乍然此一事は御壁書ニも有之候通、館中之御制禁ニ而候処、近年ハ間々窃ニ女を隠し入レ候由風聞有之、兎角此方江其相手無之候而右之風聞無之筈と存候処、此度之仕形ニ而ハ弥慥成ル義と相聞へ候、自然此方相手致露頭

候而ハ御法を相背候のミならず双方異難致出来候而、館内之行規緩せニ有之様ニ相聞、至而不宣事ニ候故、此事別而厳ク御制禁相、在館之面々堅御行規を守り候様不被申付候ニ而ハ相留止申聞鋪候、此後は在館之侍中ハ勿論、役目町人下々に不限右之御法を違背仕候輩ハ少も無依怙用捨、急度可被遂案内候、兎角事顕レ候上ニ而は何程之厳科ニ被処候而も無詮事ニ候間、此義ニ付少ニ而も疑敷仕形之族被聞及候而厳密ニ被遂穿鑿、早々帰国可被申付候、尤御横目中・御目付江も其旨得と被申合、別而此事之行規被相勤候様ニ可被申

右宝永四年十二月廿八日、樋口久米右衛門へ申遣ス

一つ目の記事は、宝永四年の十二月二十八日に国元から倭館の館守である樋口久米右衛門に差し出された書状である。国元には、館守から「十一月二十九日の夜に、朝鮮人の男女が塀を越え、倭館に侵入しようとしたところを見張りに発見されたことで、朝鮮側からの追及が始まった」という報告があらかじめなされている。さらに、女性の入館は倭館での「御制禁」であつたが、近年はひそかに「女を隠し入レ」ているという噂がままあつたという。もしも相手の日本人が露頭してしまつた場合、藩の決まりに背くだけでなく、両国の差し障りとなり、また倭館内の風紀が乱れているという評価に繋がってしまう。そのため、館内の「御行規」の遵守を徹底させ、少しでも疑わしい者は早々に帰国を申し付けるように、との指示がなされている。

交奸集書

一先年交奸之義ニ付為拷問白水源七被差渡候節、向後対州之者朝鮮之女ニ交通いたし候ハ、永々流罪ニ被申付候間、其旨朝廷方へ申達候様ニと年寄中ヨリ崔同知へ真文ニ認相渡候処、其後分明成返答も無之、

宝永四（一七〇七）年の交奸（密通）

事件に見る対馬と朝鮮の外交交渉

迫田ひなの

はじめに

近世の日本において、「四つの口」と呼ばれる外国への窓口が開かれていたと言われるようになって久しい。その中でも、中世から近代まで朝鮮に存在した倭館は、約十万坪という広大な敷地に四〇五百人の日本人が常駐し、対馬から派遣された役人や使節によって外交・貿易が行われた場所であった。互いを欺かず争わず、真実を以て交わるといふ「誠信の交わり」の精神によって江戸時代の日朝外交は花を咲かせることになるが、その陰には常に先人たちの懸命の努力があった。近世における朝鮮との外交・貿易は幕府ではなく、対馬藩が一手に担っており、倭館で行われる諸々の折衝が、近世の日朝交流を支える柱であったといえよう。

ところで、近世の日朝関係はよく「交隣」「善隣」という言葉で表されるが、朝鮮という外国にありながら、大勢の日本人が滞在した倭館の中では、対馬と朝鮮の人々が交流を行いながら生活を営む中でさまざまな事件が生じた。倭館において特に重大な問題とされたのが、「交奸」³（密通）と「潜商」⁴（密貿易）である。倭館を完全な女人禁制の施設として管理下においた朝鮮にとって、とりわけ女性問題の統制は重要な課題であった。本稿では『西南学院大学博物館研究紀要』第九号所収の拙稿⁴で検討した元禄三年の事件に続き、宝永四（一七〇七）年の交奸事件について、一次

史料である倭館館守の『毎日記』や、外交官である裁判⁵の『裁判記録』の該当期間の翻刻を行い、倭館と対馬で行われた交渉の経過を復元・検討する。なお、紙幅の都合上、草梁倭館の構造や構成員、約条等の規定については割愛させていただく。これらの詳細は田代和生『新・倭館—鎖国時代の日本人町』（ゆまに書房、二〇一一）、尹裕淑『近世日朝通交と倭館』（岩田書院、二〇一一）などを参照されたい。

第一節 宝永四年の交奸事件の概要

まず初めに、宝永四年の事件の前段階となるのが、元禄十（一六九七）年に発生した交奸事件である。この事件は草梁に住む「テルセキ」という男が、梁山の女性二名を日本語通訳官である判事の側仕えの仕事と騙して誘い出したことが発端となっている。倭館の堀の前で女性たちが声を上げ、見張りに気付かれた「テルセキ」は女性たちを置いて逃走したが、彼の母親から「飯東喜兵衛」という日本人のところへ身を隠しているという情報がもたらされた。「テルセキ」は飯東のもとで旅の支度金を調達し、逃走する計画を立てていたようだが、飯東は朝鮮人を匿うことは藩の禁止事項であるとして「テルセキ」を追い返したと供述している。倭館では建物の空室から敷地内の山の中に至るまでが搜索されたが、この捜査が杜撰なものであることは想像に難くない。対馬側は東萊府からの疑いが強まるのを恐れ、飯東に対し帰国ではなく謹慎を申し付けている。

結局、事件は不問となっているが、この時飯東と家来三人のほかに「白水与兵衛」という名前の人物が挙がっている。飯東と白水はこのわずか九か月後に「潜商」⁴（密貿易）を行ったことが発覚し、飯東は館内で自害、白水与兵衛と潜商相手の朝鮮人は倭館で死罪となっている⁷。

この元禄十一年の事件は、交奸事件の犯人を野放しにすることは倭館の統制を緩めることと同義であり、潜商などの事件を誘発することを示